

四万十市事前復興まちづくり計画

第3回 策定委員会

説明資料

目次

資料1 第2回 策定委員会等の主な意見と対応	1
資料2 四万十市事前復興まちづくり計画復興方針(素案)	8
資料3 地域ごとの事前復興まちづくり計画の検討方針	11
1 地域ワークショップの開催計画(案)	12
2 地域ごとの事前復興まちづくり計画の検討方針	14
資料4 今後の予定等	22
【参考】復興組織	25

令和8年3月30日(月)14時～
四万十市役所3階 防災対策室

資料1

第2回 策定委員会等の主な意見と対応

1 計画の構成と策定委員会の主な議題

事前復興まちづくり計画の構成(案)

四万十市事前復興まちづくり計画は、以下の構成で作成します。

はじめに

1. 事前復興まちづくり計画の策定
2. 事前復興まちづくり計画の策定により期待される効果
3. 事前復興まちづくり計画の構成と役割
4. 事前復興まちづくり計画の位置付け等

第1章 事前復興まちづくりに関する現況と課題

1. 現況と課題
2. 市民意向
3. 事前復興まちづくりに向けた課題の整理

第2章 復興方針

1. 基本理念等
2. 復興方針
 - 2-1. 「命を守る」ための復興方針
 - 2-2. 「生活を再建する」ための復興方針
 - 2-3. 「なりわいを再生する」ための復興方針
 - 2-4. 「歴史・文化、自然を継承する」ための復興方針
 - 2-5. 「地域の課題等の解決につなげる」ための復興方針

第3章 復興組織

第4章 地域ごとの事前復興まちづくり計画

1. 地域ごとの事前復興まちづくり計画の対象地域
2. 下田地域の事前復興まちづくり計画
3. 八束地域の事前復興まちづくり計画
- ...

第5章 復興事前準備

【第1回 策定委員会資料より】

- ・第1回 策定委員会に提示した資料等を基本に、「四万十市事前復興まちづくり計画」の策定の目的や期待される効果、構成と役割、位置付け、現況と課題等を整理

【第2回 策定委員会】

- ・現況と課題(アンケート調査結果を含む)等を踏まえた、「復興方針」として、基本理念や将来像、5つの柱に基づく復興方針等を整理

【第2回 策定委員会】

- ・第1回 策定委員会後に実施した「四万十市事前復興まちづくりに関するアンケート調査結果」の結果

【第2回 策定委員会】

- ・現況と課題(アンケート調査結果を含む)等を踏まえた「復興方針」として、基本理念や将来像、5つの柱に基づく復興方針等を整理

【本日(第3回 策定委員会の議題(2))】(資料2、【参考】、参考資料)

- ・復興方針(案)について確認

【第2回 策定委員会】

- ・南海トラフ地震で被災した後の具体的な事前復興まちづくり計画を検討する地域として、下田6地区(鍋島、馬越、松ノ山、下田、串江、水戸)、八束5地区(実崎、間崎、津蔵淵、初崎、名鹿)を選定

【本日(第3回 策定委員会の議題(3))】(資料3)

- ・地域ごとの事前復興まちづくり計画の検討方法等について確認

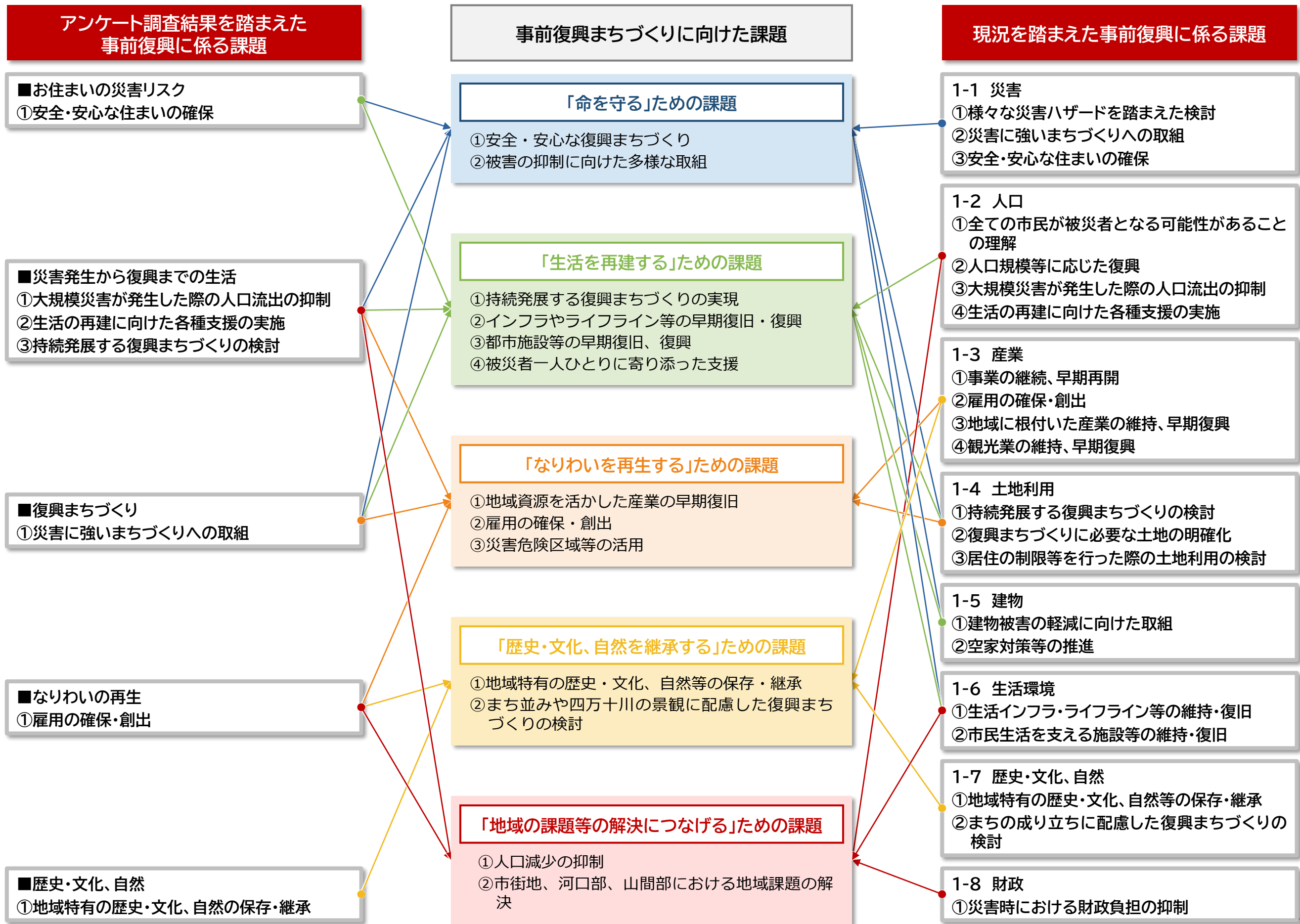
【本日(第3回 策定委員会の議題(2))】(資料2、参考資料)

- ・復興方針に応じた復興事前準備の取組について確認

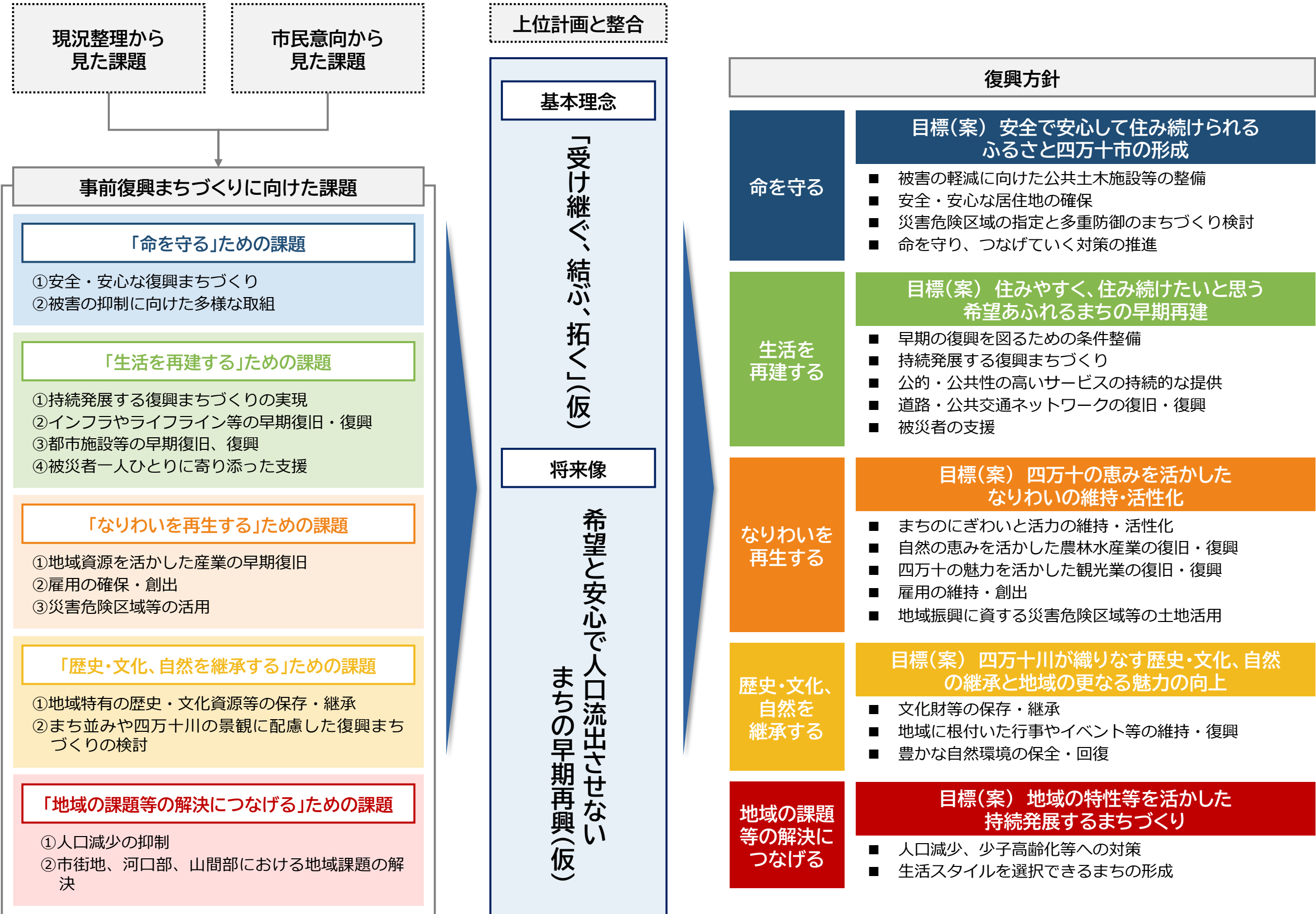
【本日(第3回 策定委員会の議題(2))】(参考資料)

- ・計画の素案について確認

2 第2回 策定委員会の振り返り



2 第2回 策定委員会の振り返り



2 第2回 策定委員会の振り返り

■地域ごとの事前復興まちづくり計画の対象地域

「地域ごとの事前復興まちづくり計画」は、**最大クラス(L2)の南海トラフ地震の津波により甚大な被害が想定される地域を対象に、被災した後を見据えて具体的な復興まちづくりを事前に検討**するものです。

対象地域では、令和8年度・令和9年度で行う「**地域ワークショップ**」のなかで、**地域住民の意見も踏まえながら、復興のまちの姿や復興パターン等の検討**を行います。

■甚大な津波被害が想定される地域

L2津波シミュレーション※と図上で確認できる建物データを重ね合わせ、地域別に2m以上の津波浸水が想定される建物棟数を算出しました。

※事前復興まちづくり計画検討のための津波シミュレーション(令和6年5月県公表) 堤防等の耐震整備が完了している区間及び耐震整備の計画がある区間が「破壊しない」と仮定した場合

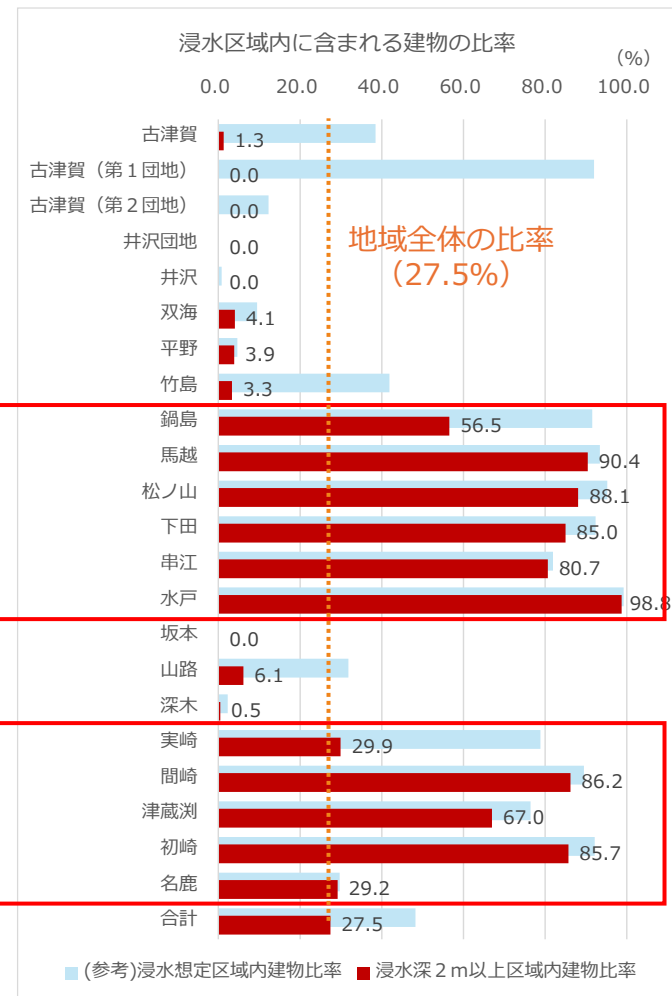
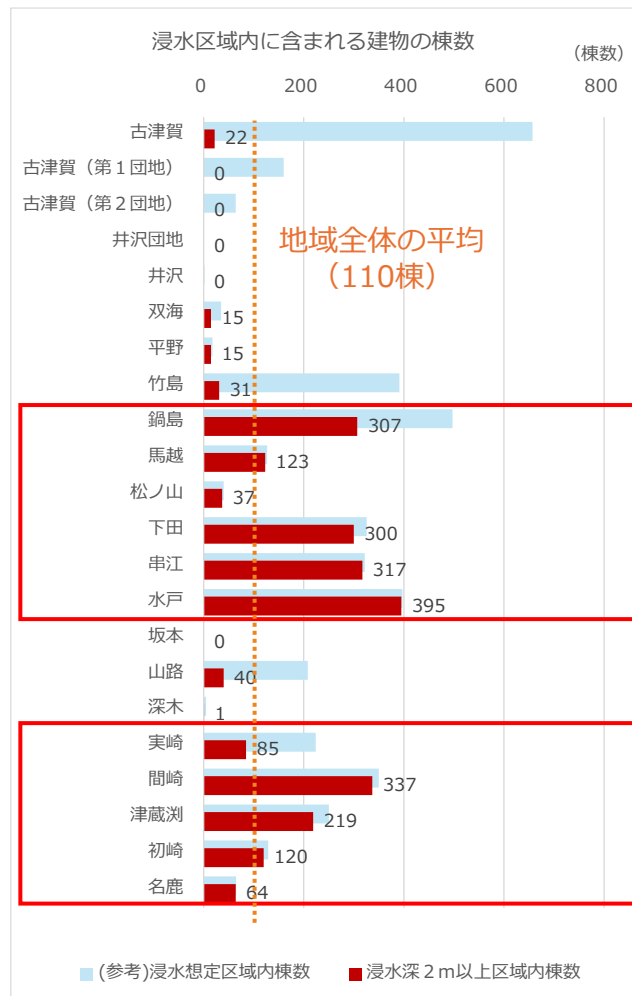
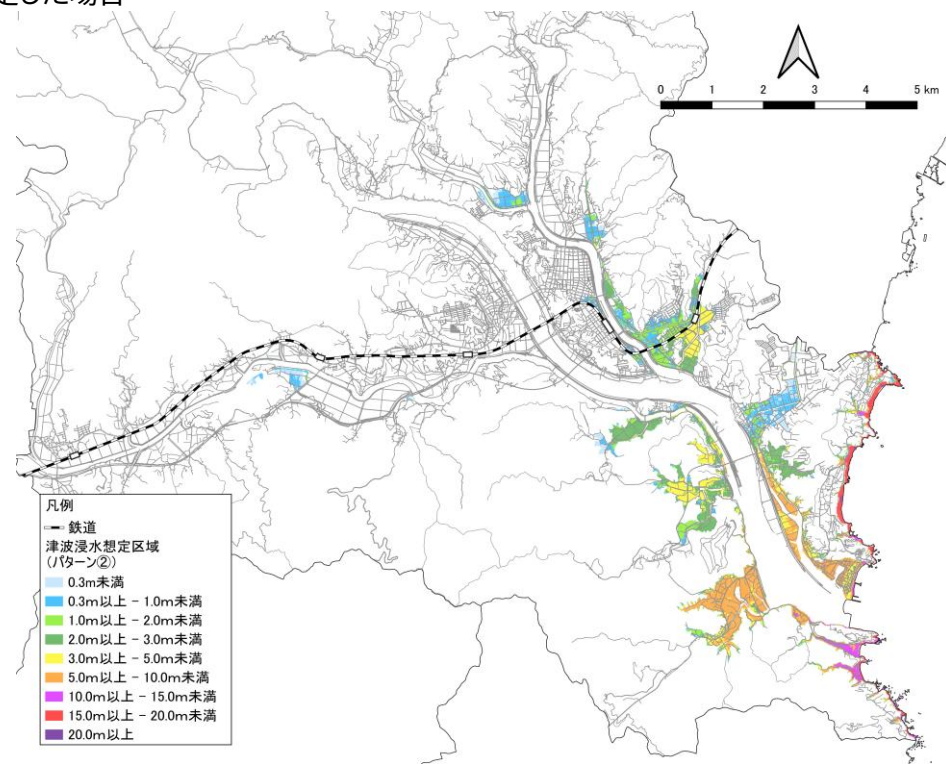


図 地域別の津波浸水想定区域内建物棟数

図 地域別の津波浸水想定区域内建物比率

■対象地域

2m以上の津波浸水が想定される建物の比率が高い地域※について「**地域ごとの事前復興まちづくり計画**」の**対象地域**とします。

※東日本大震災における津波浸水深に応じた建物被害や復興パターンを踏まえると、津波浸水深が2m以上を越えた場合に、家屋の全壊、半壊による甚大な被害が発生し、その地域を対象に移転等による復興まちづくりが行われている。

- 【下田地域】 6 地区
鍋島、馬越、松ノ山、下田、串江、水戸
- 【八東地域】 5 地区
実崎、間崎、津蔵淵、初崎、名鹿

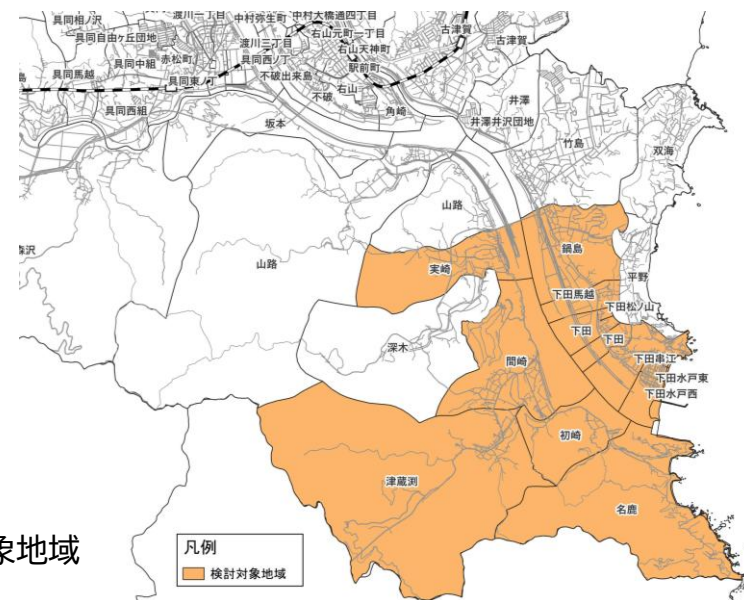


図 対象地域

3 第2回策定委員会の主な意見と対応方針

第2回策定委員会の主な意見と対応方針について、以下に示します。

論点	意見	当日回答	修正対応等
復興方針	<ul style="list-style-type: none"> この地域に愛着を持って、ここに居たいという若者がいて、ここで働きたいと思える状況が重要で、愛を育てる方針を盛り込めたら良い。 		<ul style="list-style-type: none"> →計画素案P2-2「事前復興まちづくりにおける基本理念と将来像」にて、「市民一人ひとりが地域への愛着を持ち」を記載。 →ワークショップのテーマにて、地域への愛着などをとりあげることを検討する。
復興方針	<ul style="list-style-type: none"> 土佐の小京都など、何らかの形で、愛、優しくする、助け合うというテーマで検討できれば良い。 		→同上
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域以外については、建築確認が必要ないため、昭和56年以前に建てた建築物が多くなっているということなのかを確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域外においても建築基準法は遵守する必要がある。このアンケートでは、ご自身の認識を確認したものである。 なお、耐震化率は81%（全国90%、高知県89%）であり、耐震改修への補助等により、命を守る観点から耐震化を促していく。 	→計画素案P2-9にて、復興事前準備の取組として「住宅の耐震化や家具の転倒防止対策、感震ブレイカーの設置等の促進」を記載。
現況と課題【感震ブレイカー】	<ul style="list-style-type: none"> 感震ブレイカーの設置率はどの程度か。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度から感震ブレイカーの設置に対する補助を実施しているが、全世帯のうち、どれぐらいの世帯が設置しているかは把握できていない。 	→同上
その他【避難】	<ul style="list-style-type: none"> ペット避難なども検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興手順書などで記載していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> →計画素案P2-9にて、復興事前準備の取組として「避難所運営マニュアルの充実と訓練実施」を記載。 ペット避難などの具体的な対応方法は、避難所運営マニュアル等にて検討する。
現況と課題【都市施設】	<ul style="list-style-type: none"> 多くの都市施設が被害を受けるので、都市計画施設として都市計画決定して、国の補助対象等としておくべきでは。 都市計画施設についても復興する順番などを決めておくことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画施設ではなく、民間施設を含めた都市施設も被害を受けることの整理を行っているものである。民間施設等については、復旧・再建を促すこととなる。 復興手順書のタイムライン等にて記載方法等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> →計画素案P1-37にて、「都市施設の立地状況…」→「民間施設を含む都市施設の立地状況…」として、民間施設を含むことを明確化。 →計画素案P2-11「3-2 生活を再建する（3）公的・公共性の高いサービスの持続的な提供 ①医療・保健、福祉、③民間事業者」にて、民間施設の早期再建を促すこと、事業継続の支援を行うことを記載。
復興方針【施策体系】	<ul style="list-style-type: none"> 人口流出の抑制は、なりわいだけでなく子どもの教育なども大事である。 骨子案の中に「教育の継続性」といった文言があると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設は避難所や応急仮設等で利用する可能性があり、学校の早期再開などの記載について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> →計画素案P2-11「3-2 生活を再建する（3）公的・公共性の高いサービス等の持続的な提供」にて、「子育て支援や教育等の維持は、若者世代の人口流出防止の面からも重要」を記載。 また、第2回委員会時の資料案の「①医療・保健、福祉、教育等の維持、早期再開」を、今回の修正案で「①医療・保健、福祉の維持、早期再開」と「②教育の維持、早期再開」に分割。
現況と課題【生活インフラ・ライフライン】	<ul style="list-style-type: none"> 「上水道の断水率は1カ月後で42%、下水道は1週間後に解消」と記載されているが、復旧に必要な資機材の確保等も考慮しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 上水道では日本水道協会からの応援、下水道は他県の協力等を踏まえて想定している。また、BCPを策定している。 	(特になし)

3 第2回策定委員会の主な意見と対応方針

論点	意見	当日回答	修正対応等
現況と課題 【生活インフラ・ライフライン】	・電力の記述がない。命を守る観点からは重要なのではないか。	・重要な観点であり追加する。	→計画素案P1-36にて、電気の記載を追加。ただし、被害想定は、県全体の数値の公表のみ（最悪の場合の停電率（1週間後）：35%）。 →計画素案P2-11「3-2 生活を再建する（3）公的・公共性の高いサービスの持続的な提供 ④ライフラインの早期復旧、復興」にて「電気、ガス、通信等のライフラインは、民間事業者等と連携を図りながら早期復旧」を記載。 →復興手順書にも電力の復旧を追加する。
現況と課題 【生活インフラ・ライフライン】	・上水道や下水道は、発災直後から復興までつながる重要なライフラインであるが、その観点での検討が必要ではないか。	・復興手順書を作成し、検討していく。	→計画素案P2-11「3-2 生活を再建する（3）公的・公共性の高いサービス等の持続的な提供 ④ライフラインの早期復旧、復興」にて、「早期復旧」と「復興まちづくりや復興事業と整合した復旧・整備」を図ることを記載。 →復興手順書においても、「応急復旧」と「本復旧（復興まちづくりと整合）」の区分を明確にする。
現況と課題 【生活インフラ・ライフライン】	・耐震性貯水槽は、市内で何箇所整備されているのか。	・主な避難所として8箇所で整備されている。	（特になし）
課題の集約整理 【生活を再建】	・「⑤被災者一人ひとりに寄り添った支援」のところに、「高齢化が進み、高齢単独世帯の増加等が進んでいる中で…」と書いてあるが、障がい者についても記載していただきたい。	・追加する。	→計画素案P1-58にて、「高齢者や障がい者等も含むすべての市民」を対象にする記述に修正。 →計画素案P2-13「生活を再建する（5）被災者の切れ目のない支援 ②再建に向けた多様な支援」にて、「年齢や障がいの有無、被災状況等の被災者一人ひとりの状況に応じた適切な支援」を記載。
現況と課題 【産業】	・四万十市の産業構造として第二次産業と第三次産業が96%を占めており、この部分をいかに復興させるかが重要である。	（委員長） ・産業の再建には、道路や港などのインフラも大事になる。ソフト・ハードの両面から検討する必要がある。	→計画素案P2-14「3-3 なりわいを再生する（1）まちのにぎわいと活力の維持・活性化」にて、ソフト・ハードの両面からの再建に向けた支援を行うこと、事業活動に必要な条件整備を図ることを記載。 ※「なりわいを再生する」の項目で、商工業を一番目に位置付けており、重要であると認識している。
対象地域	・初崎の堤防が整備されたのに、なぜ、自分たちの地域が対象に入るのかと疑問に思われる可能性がある。	・堤防整備は減災対策で、津波が抑えられるものではないという認識を持っていただいていると思う。ワークショップでも説明をしたい。	→ワークショップの進め方における留意事項
対象地域	・津蔵淵の水門は自動ゲートになっているが、シミュレーションではどうなっているのか。	・事前復興まちづくり計画用のシミュレーションでは、耐震化していることを加味している。ただし、最大クラスの津波は樋門を越える想定になっている。	→ワークショップの進め方における留意事項
その他 【財源】	・高台移転等を進めていくためには財源が大きな課題となる。		→今後の検討における留意事項
その他 【避難】	・指定避難所については充足しているのか。	・市全体では確保できている。	（特になし）
その他 【計画の公表】	・この計画は市民に対して公表するのか。	・公表する。	（特になし）

資料2

四万十市事前復興まちづくり計画
復興方針(素案)

1 復興方針(素案)

1-1 復興方針の位置づけ

大規模災害の発生により甚大な被害を受けたことを想定したうえで、持続発展する復興に向けての基本的な方針を定めるものです。

避難行動や避難生活、応急仮設住宅等での一時的な生活等の後を見据えた「復興期」における事前準備としての計画です。

【復興方針の検討における前提条件】

- ・迅速な避難で**命は守られた状況**
- ・被災後のまちや地域を**どのように復興するか**を考える
- ・避難生活から一時的な住まいを経て、その後の**住まいやなりわい等をどのように再建するか**を考える

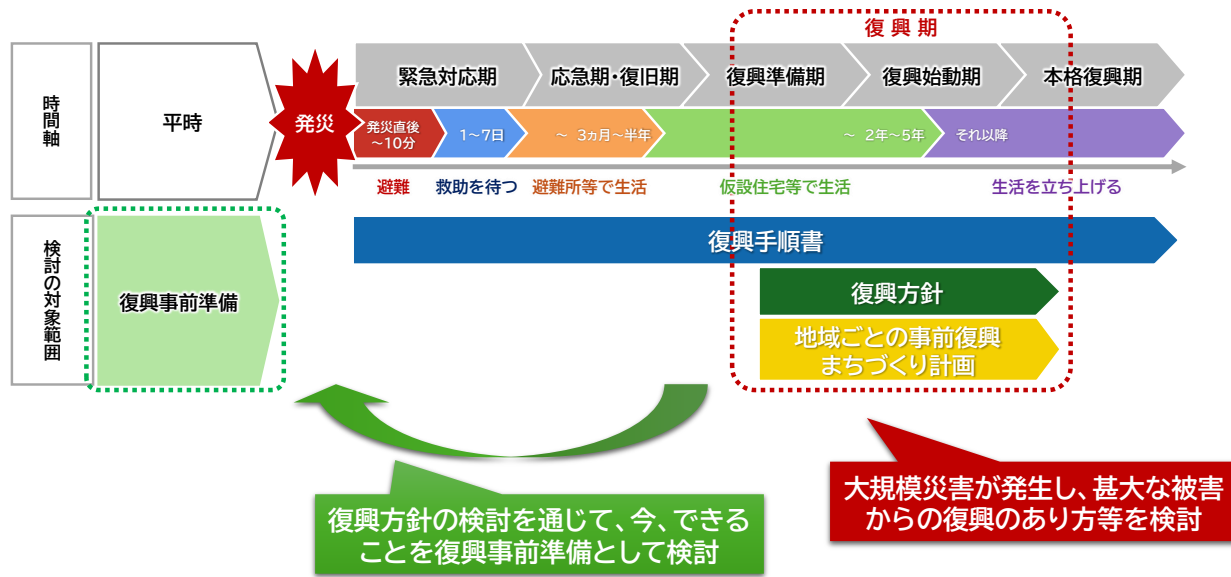
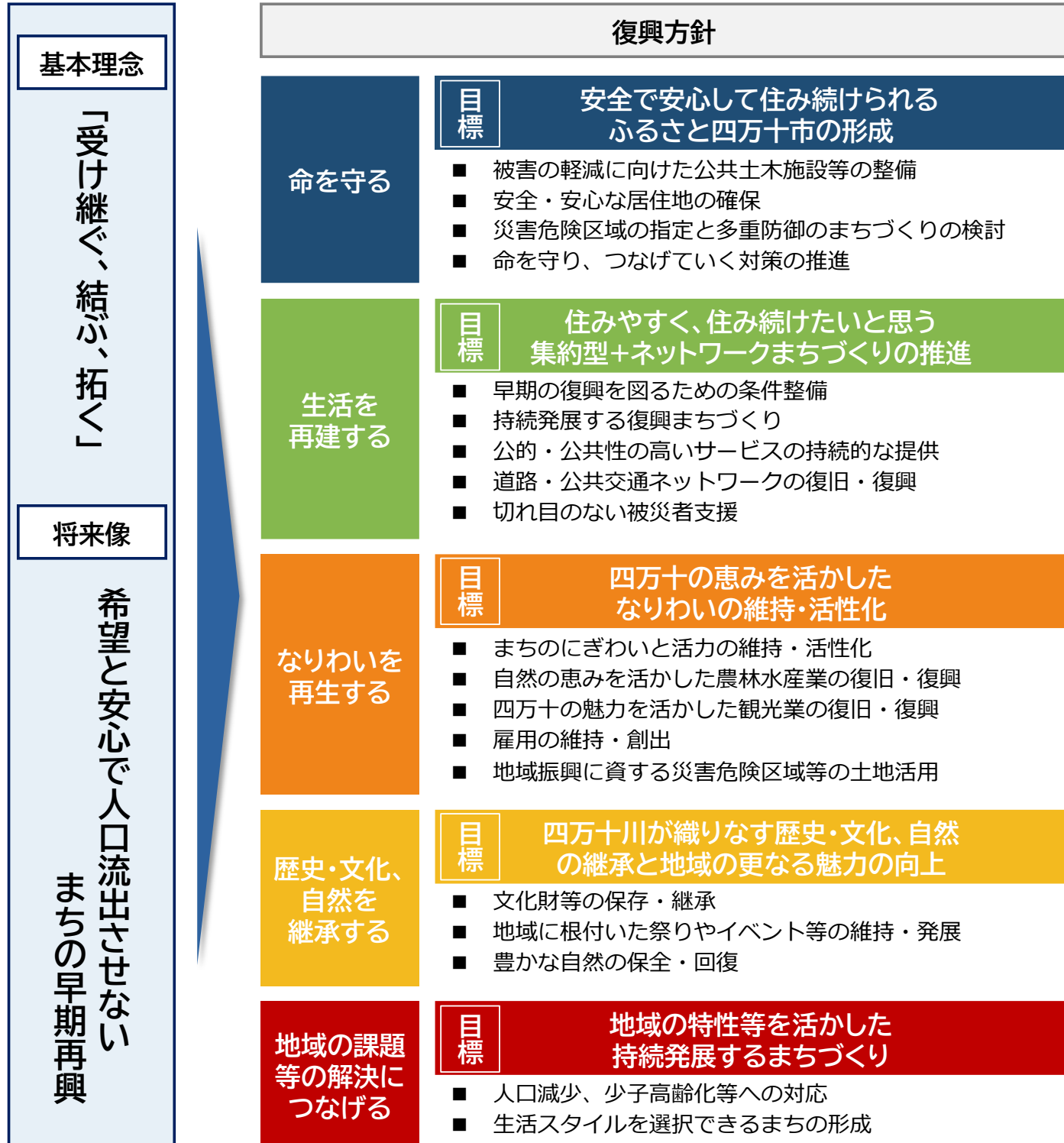


図 大規模災害発生からの時間軸と復興方針等の位置づけ

1-2 施策体系

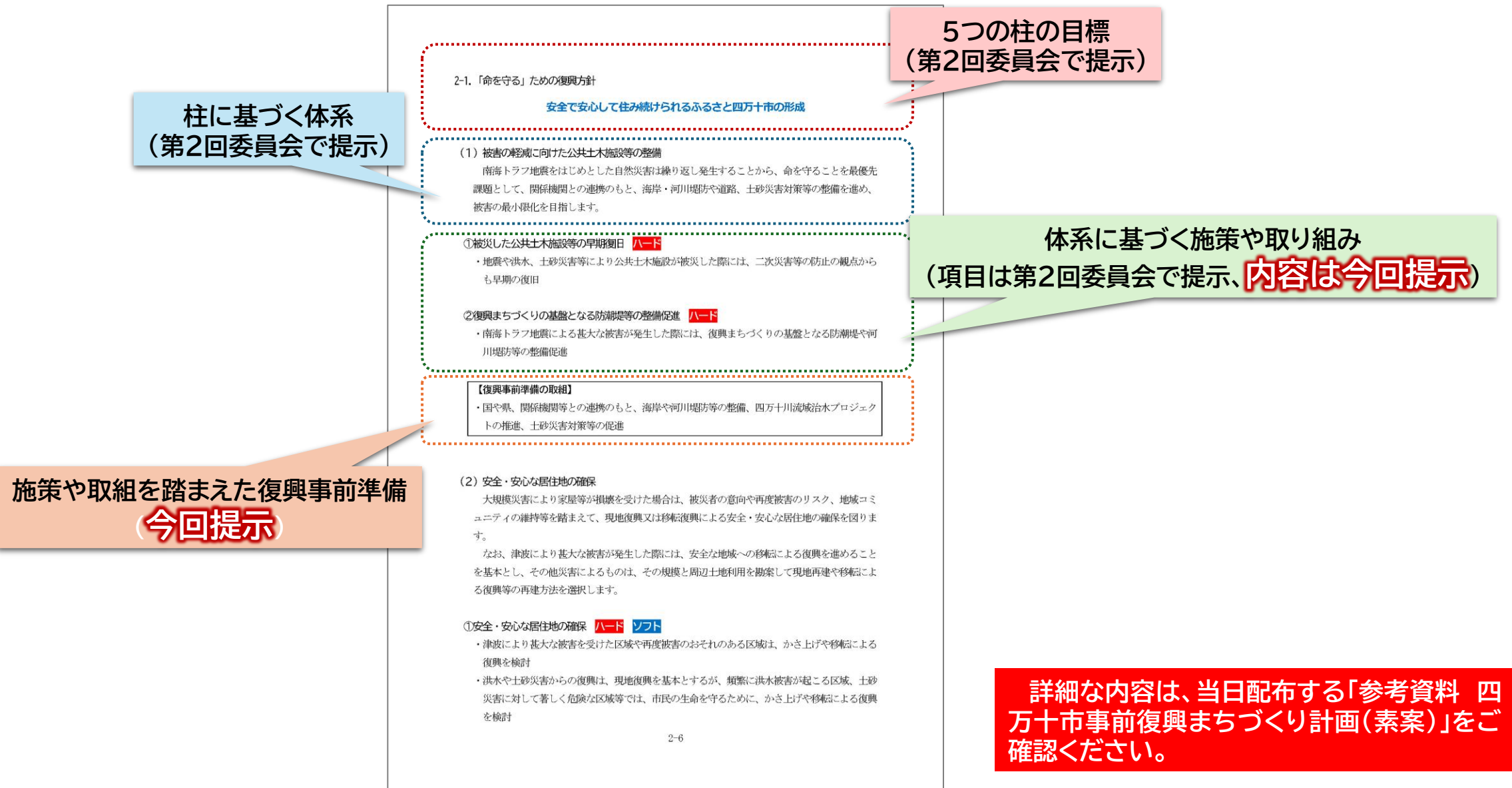
5つの柱に基づき、以下のような復興方針の体系を掲げます。



1 復興方針(素案)

1-3 体系ごとの復興方針

第2回策定委員会で確認した復興方針(案)をもとに、体系に基づく施策や取り組み、事前準備等について整理します。



なお、「第3章 復興組織」は、庁内体制のあり方として本資料の「参考資料」(P25)に検討資料を添付しています。

ご意見をいただきたい主な論点

論点1 復興方針等について

・素案の復興方針等(今回の更新箇所を含む)。

※復興方針等は、次年度からの「地域ごとの事前復興まちづくり」の検討結果等を反映。

資料3

地域ごとの事前復興まちづくり計画の検討方針

1 地域ワークショップの開催計画(案)

1-1 地域ワークショップの目的等

(1)地域ワークショップの開催

地域ごとの事前復興まちづくり計画は、再建を図る住まいの場や地域に根付いた産業の再建、暮らしの維持・向上等を目指すものであり、地域住民の意見が重要です。

そのため、対象地域(下田:6地区、八束:5地区)において、住民の方々と意見を出し合いながら計画内容の充実を図る「地域ワークショップ」を開催します。

地域ワークショップは、令和8年度から令和9年度の2年間で、6回程度の開催を予定しています。

(2)地域ワークショップの目的

①住民の方々に、災害発生から復興までのことを考えていただくきっかけとする

南海トラフ地震が発生した際に、「地域がどのような事態となるか」、「復興までの住まいにはどのようなことが考えられるか」等を想像していただく機会とし、意見交換や作業を通じて、「自分・家族の復興」や「地域の復興」、「四万十市で住み続けるために必要なこと」を明確にしていくことを目指します。

②大規模災害後の復興の姿を検討しておくことで、速やかな復興につなげる

事前準備として、被災後の復興の姿を検討し共有することで、復興まちづくりの円滑な住民合意や早期着手につながることを期待されます。

被災直後の混乱下ではなく、平時の段階だからこそ考えられる「四万十市の持続的な発展に向けたまちづくりの姿」を描くことを目指します。

③今できることを進める

被災後の復興の姿を検討するなかで、今、できることを抽出、実行することで、地域防災力や魅力の向上につなげることを目指します。

【参考】地域ワークショップの開催イメージ

開催ごとに、「話し合う内容の説明」→「グループごとの話し合い」→「グループごとの検討結果の発表」といった流れで進める予定です。

■説明

当日のテーマに関する情報を提供したうえで、話し合いのテーマや進め方、時間配分等について説明します。

■グループごとの話し合い

参加人数に応じてグループ分けを行い、テーマに応じた話し合いを行います。進行は支援スタッフがお手伝いします。

■発表

グループで話し合った結果について、代表者に発表していただきます。

説明



当日のテーマや進行について説明します。

グループごとの話し合い



参加人数に応じてグループ分けを行い、テーマに応じた話し合いを行います。

発表



グループで話し合った結果を発表します。

図 地域ワークショップのイメージ

1 地域ワークショップの開催計画(案)

1-2 地域ワークショップの開催

(1)地域区分

対象地域となる下田6地区、八束5地区を2つに区分し、地域ワークショップを進めます。

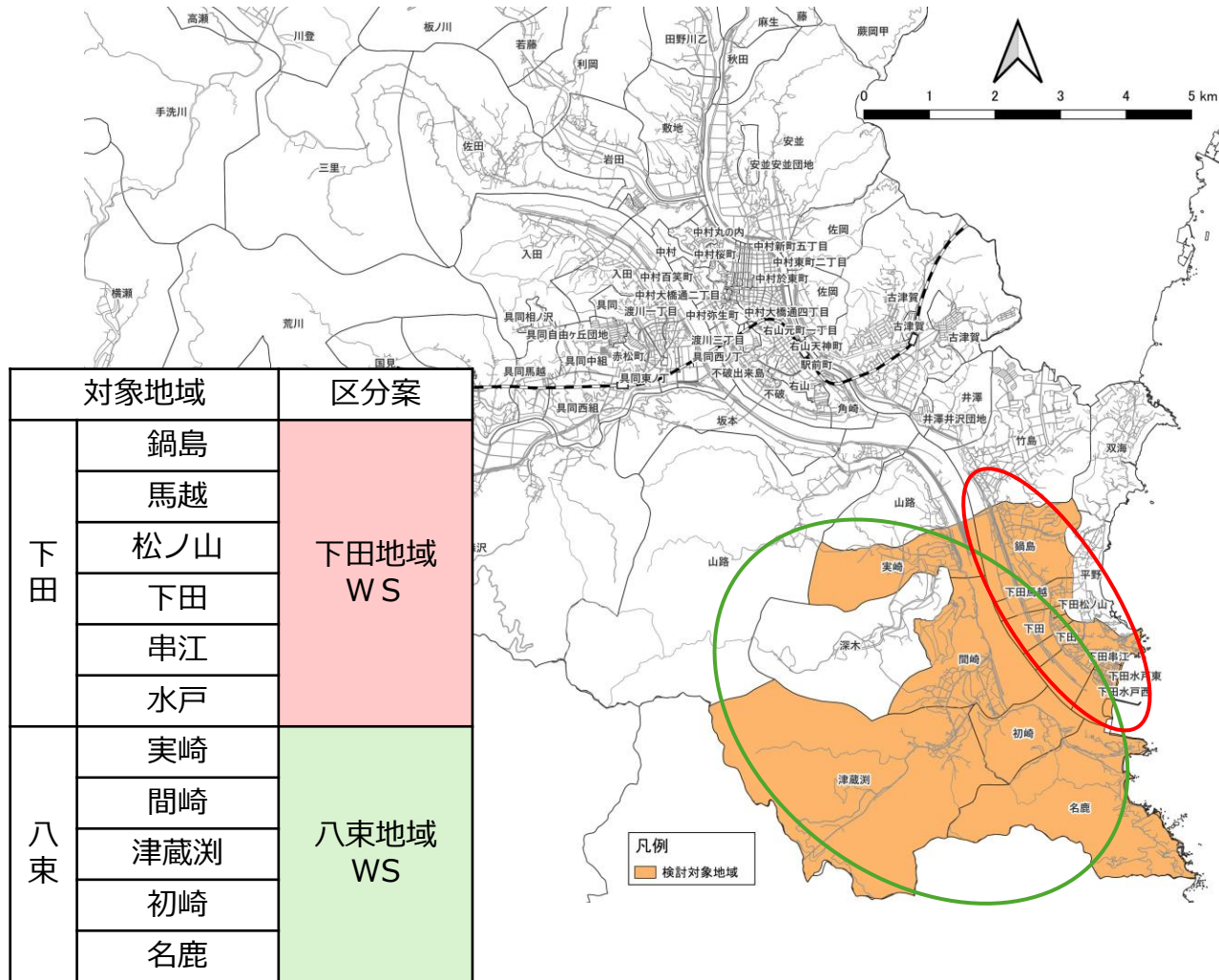


図 地域ワークショップの区分

(2)地域ワークショップのテーマ(案)

段階的なテーマを基に、ワークショップを6回程度の開催します。

	主なテーマ
第1回WS	<ul style="list-style-type: none"> ■事前復興とは(説明) <ul style="list-style-type: none"> ・想定される南海トラフ巨大地震の被害、事前復興の取組の必要性等の説明 ■【ワーク】事前復興まちづくりを考える <ul style="list-style-type: none"> ・自宅の災害リスク(建物倒壊、津波による被害等)を確認する ・南海トラフ地震からの復興における心配事とその解決策を考える
第2回WS	<ul style="list-style-type: none"> ■災害発生から復興までの道のり(説明) <ul style="list-style-type: none"> ・避難期、応急・復旧期、復興期の時間経過に応じた住まいの場等の説明 ■【ワーク】時間経過に応じた住まいの場を考える <ul style="list-style-type: none"> ・避難後の応急期から復興期までの住まいの場を考える ・本市で生活を再建する(住み続ける)ための条件(生業や暮らし等)を考える
第3回WS	<ul style="list-style-type: none"> ■復興まちづくり(説明) <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の復興まちづくりの事例、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業、災害危険区域の指定等の説明 ■【ワーク】住まいの再建の具体的な場所を考える <ul style="list-style-type: none"> ・住まいの再建の具体的な場所と従前地の土地利用を考える ・地域で守るべき資源(生業、各種施設等)を考える
第4回WS	<ul style="list-style-type: none"> ■復興まちづくり(説明) <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の復興まちづくりの事例(主に、ゾーニングを想定)などの説明 ■【ワーク】地域の復興まちづくりを考える <ul style="list-style-type: none"> ・地域の復興まちづくりのゾーニングを考える ・地域の復興まちづくりの目標等を考える
第5回WS	<ul style="list-style-type: none"> ■地域ごとの事前復興まちづくり(素案)(説明) <ul style="list-style-type: none"> ・第4回までの結果をとりまとめた事前復興まちづくり(素案)の説明 ■【ワーク】地域ごとの事前復興まちづくりを確認し、事前にできることを考える <ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりに向けた備えとして、事前に実施すべき事項を考える
第6回WS	<ul style="list-style-type: none"> ■事前復興まちづくり計画(案)の確認と自分・地域ががんばることを考える <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの事前復興まちづくり計画(案)の最終確認 ■【ワーク】自分・地域のがんばる宣言 <ul style="list-style-type: none"> ・自分、地域ができること、役割等を考える

2 地域ごとの事前復興まちづくり計画の検討方針

2-1 復興に向けての基本的な考え方

(1) 土地利用の基本的な考え方

対象地域における復興まちづくりの基本的な考え方は次のとおりです。

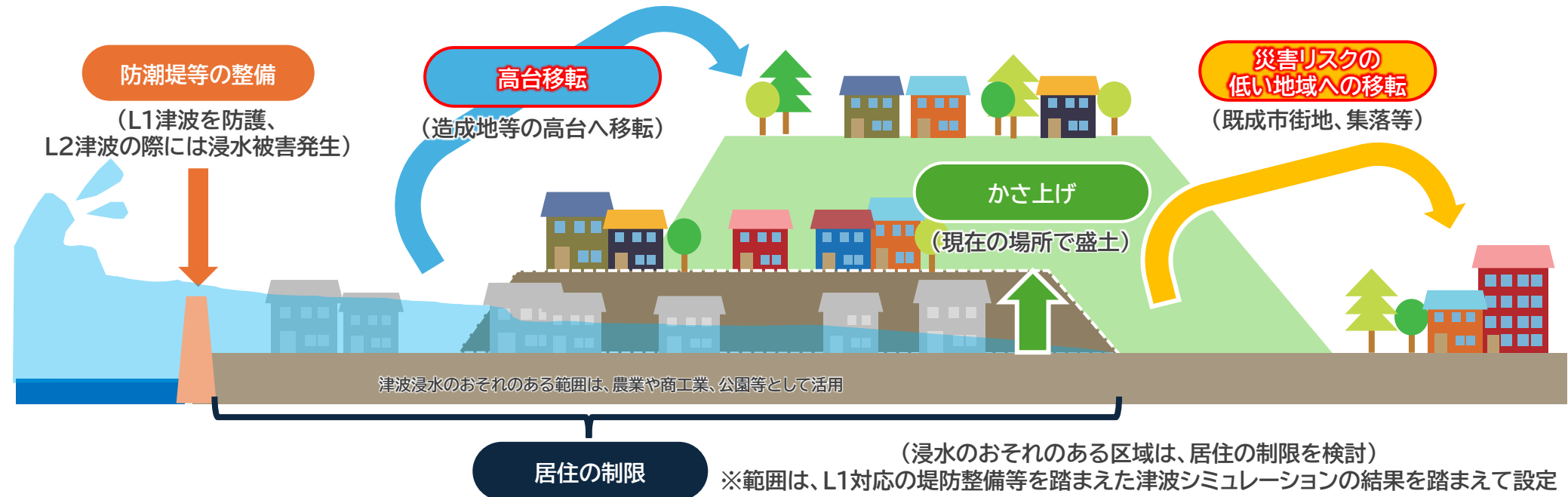


図 復興まちづくりの断面イメージ

■復興方針

復興方針では、「津波により甚大な被害が発生した際には、**移転による復興を進める**」(第2回策定委員会で確認)としており、命を守ること、地域の持続発展を促すことを重視し、「**高台移転**」や「**災害リスクの低い地域への移転**」を基本とします。

①命を守る

- ✓ 居住地はL2津波の影響のない場所への配置を基本とする。
- ✓ 集落の持続発展を考え、被災者の意向等も踏まえながら一定規模の集落の再建を図る。

②生活を再建する

- ✓ 居住地の配置を踏まえて、市民の生活を支える各種施設や公共交通等の確保を図る。

③なりわいを再生する

- ✓ 店舗や工場等の居住を伴わない施設は避難対策を講じたうえで、地域産業の早期再建の観点からL2津波浸水区域を許容した土地利用を検討する。
- ✓ 災害危険区域の指定区域は、地域の活性化に寄与する土地利用を検討する。
- ✓ 農業・漁業集落は、なりわいと暮らしが深くかかわるため、住みやすさと働きやすさを考慮し、職・住の分離も視野に入れる。

④歴史・文化、自然を継承する

- ✓ 歴史・文化、自然は、再度災害対策を検討したうえで、可能な限り現地での再生を基本とする。

2 地域ごとの事前復興まちづくり計画の検討方針

2-2 地域ごとの復興規模の想定(最大)

(1)対象地域の世帯数(棟)の算出

①図上で確認できる建物データと津波シミュレーションを重ね合わせ、地区ごとに2m以上の津波浸水想定区域に含まれる建物棟数を算出。(第2回策定委員会資料にて提示)

②上記①の建物棟数は非住家も含まれるため、現世帯数(棟)に2m以上浸水想定区域棟数の比率を乗じた結果、対象地区全体で704世帯(棟)の移転が必要となります。

なお、この数値は、津波による被害を受ける世帯数として独自に算出したものであり、揺れによる建物倒壊や土砂災害等の被害は含まれていません。

そのため、令和8年3月に公表予定の県被害想定の結果を確認したうえで精査します。

(2)復興に必要な土地の面積(最大)

復興に必要な土地の面積の目安として、防災集団移転促進事業の補助対象経費の限度額の基準となる**660㎡/棟***を乗じて算出した結果、**最大で46.5ha**が必要となります。

※660㎡は、住宅敷地だけでなく、公共施設(道路、広場等)を含めた面積。

表 対象地域の被害世帯数(棟数)と復興に必要な面積の目安(最大)

対象地区	建物(棟数)			世帯・人口(R7.4時点)			必要面積の目安(ha)	
	全体	2m以上浸水想定区域棟数	比率(%)	世帯数	(参考)人口	被害世帯(推計値)		
下田	鍋島	543	307	56.5	136	252	77	5.1
	馬越	136	123	90.4	27	51	24	1.6
	松ノ山	42	37	88.1	18	32	16	1.1
	下田	353	300	85.0	123	207	105	6.9
	串江	393	317	80.7	126	201	102	6.7
	水戸	400	395	98.8	154	251	152	10.0
	小計	1,867	1,479	79.2	584	994	476	31.4
八束	実崎	284	85	29.9	72	138	22	1.5
	間崎	391	337	86.2	107	175	92	6.1
	津蔵洲	327	219	67.0	110	209	74	4.9
	初崎	140	120	85.7	32	62	27	1.8
	名鹿	219	64	29.2	43	99	13	0.9
	小計	1,361	825	60.6	364	683	228	15.0
合計	3,228	2,304	71.4	948	1,677	704	46.5	

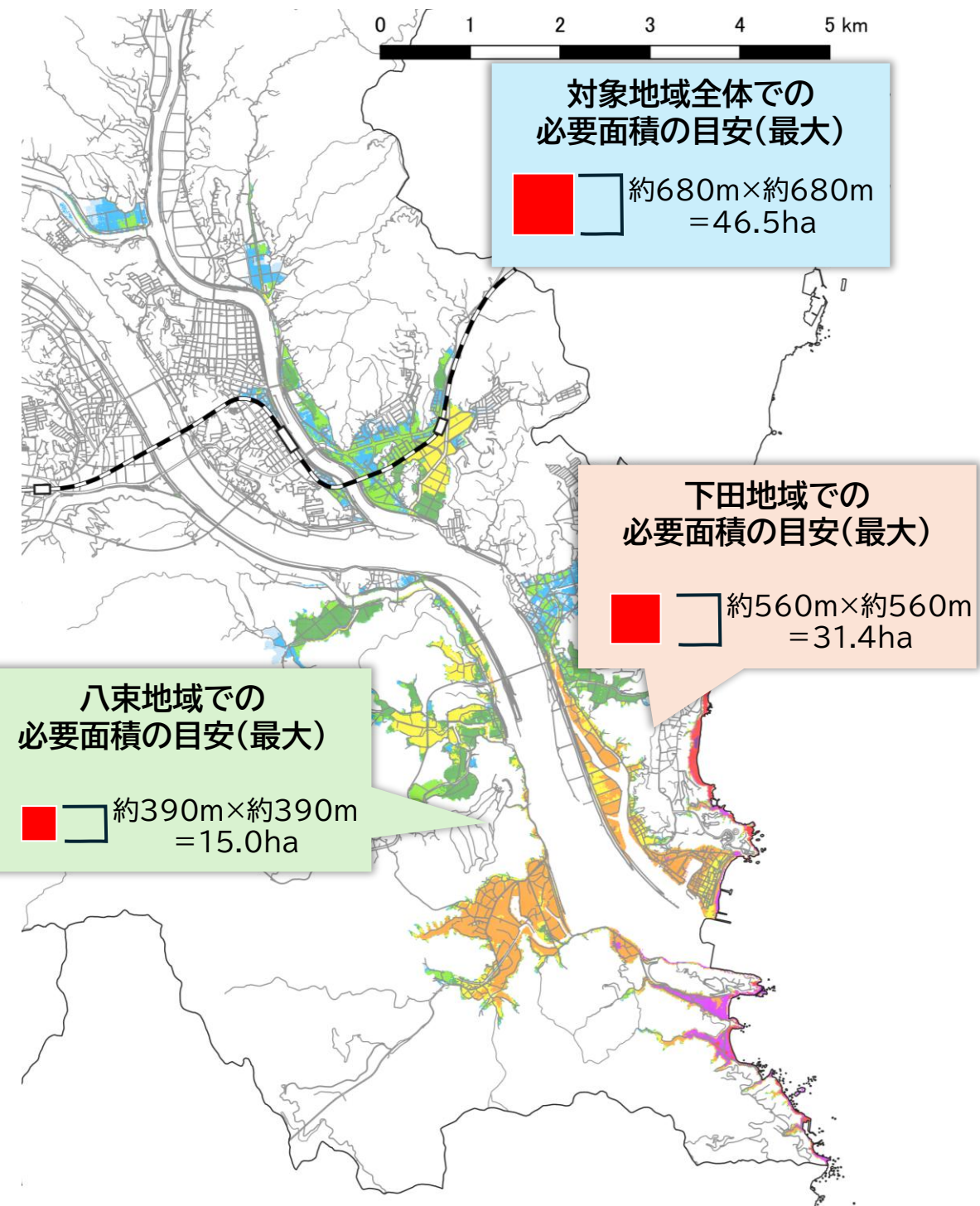


図 対象地域のL2津波シミュレーション

2 地域ごとの事前復興まちづくり計画の検討方針

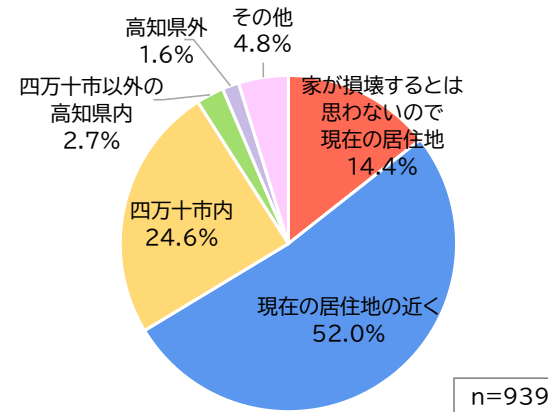
2-3 復興パターンに応じた地域ごとの復興規模の想定

(1)復興パターンに応じた市民意向(アンケート調査)

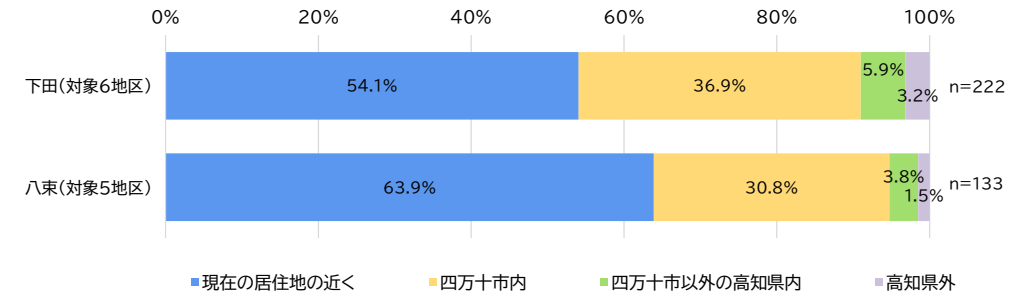
①復興の場所に関する市民意向

新たな住まいの再建場所としては、「現在の居住地の近く」が52.0%と最も多く、次いで「四万十市内」が24.6%、「家が損壊するとは思わないので現在の居住地」が14.4%となっています(第2回策定委員会資料にて提示)。

このうち、「家が損壊するとは思わないので現在の居住地」と「その他」を除き、下田・八束の回答者の結果を抽出すると、「現在の居住地の近く」が下田で54%、八束で64%、「四万十市内」が下田で37%、八束で31%、「四万十市外(高知県外含む)」が下田で9%、八束で5%となっています。



問3-7 新たな住まいの確保



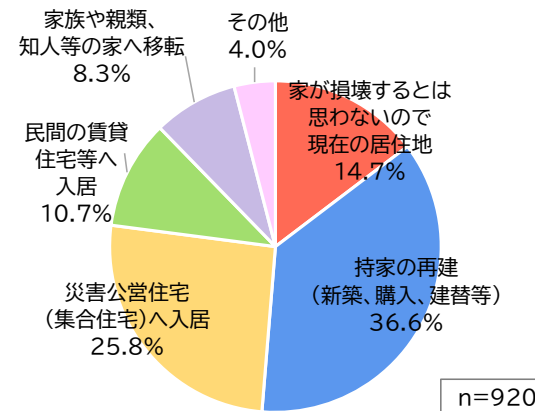
問3-7 新たな住まいの確保
(「家が損壊するとは思わないので現在の居住地」と「その他」を除いた下田・八束の対象地域の結果)

②再建方法に関する市民意向

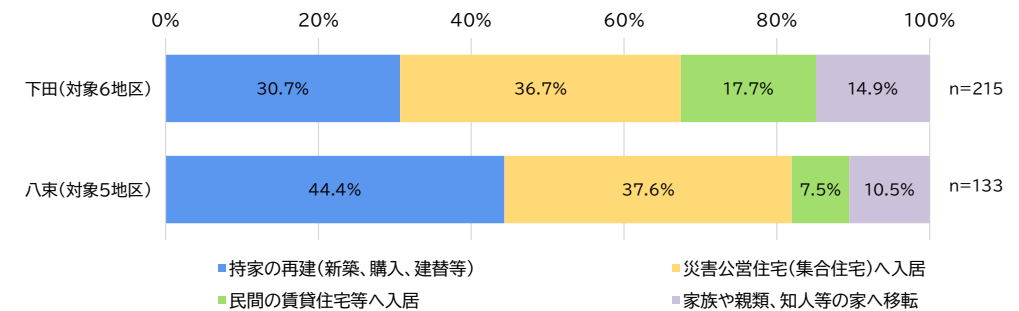
災害公営住宅は、災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、市が国の助成を受けて整備する賃貸住宅(公営住宅)です。

住まいの再建方法としては、「持家の再建(新築、購入、建替等)」が36.6%と最も多く、次いで「災害公営住宅(集合住宅)へ入居」が25.8%、「家が損壊するとは思わないので現在の居住地」が14.7%となっています(第2回策定委員会資料にて提示)。

このうち、「家が損壊するとは思わないので現在の居住地」と「その他」を除き、「災害公営住宅へ入居」の比率を算出すると、下田で37%、八束で38%となっています。



問3-9 住まいの再建方法



問3-9 住まいの再建方法
(「家が損壊するとは思わないので現在の居住地」と「その他」を除いた下田・八束の対象地域の結果)

2 地域ごとの事前復興まちづくり計画の検討方針

2-3 復興パターンに応じた地域ごとの復興規模の想定

(2)復興パターンのイメージ

東日本大震災の復興まちづくりの事例を踏まえ、本市が行ったアンケート調査結果から想定される復興パターンを整理します。

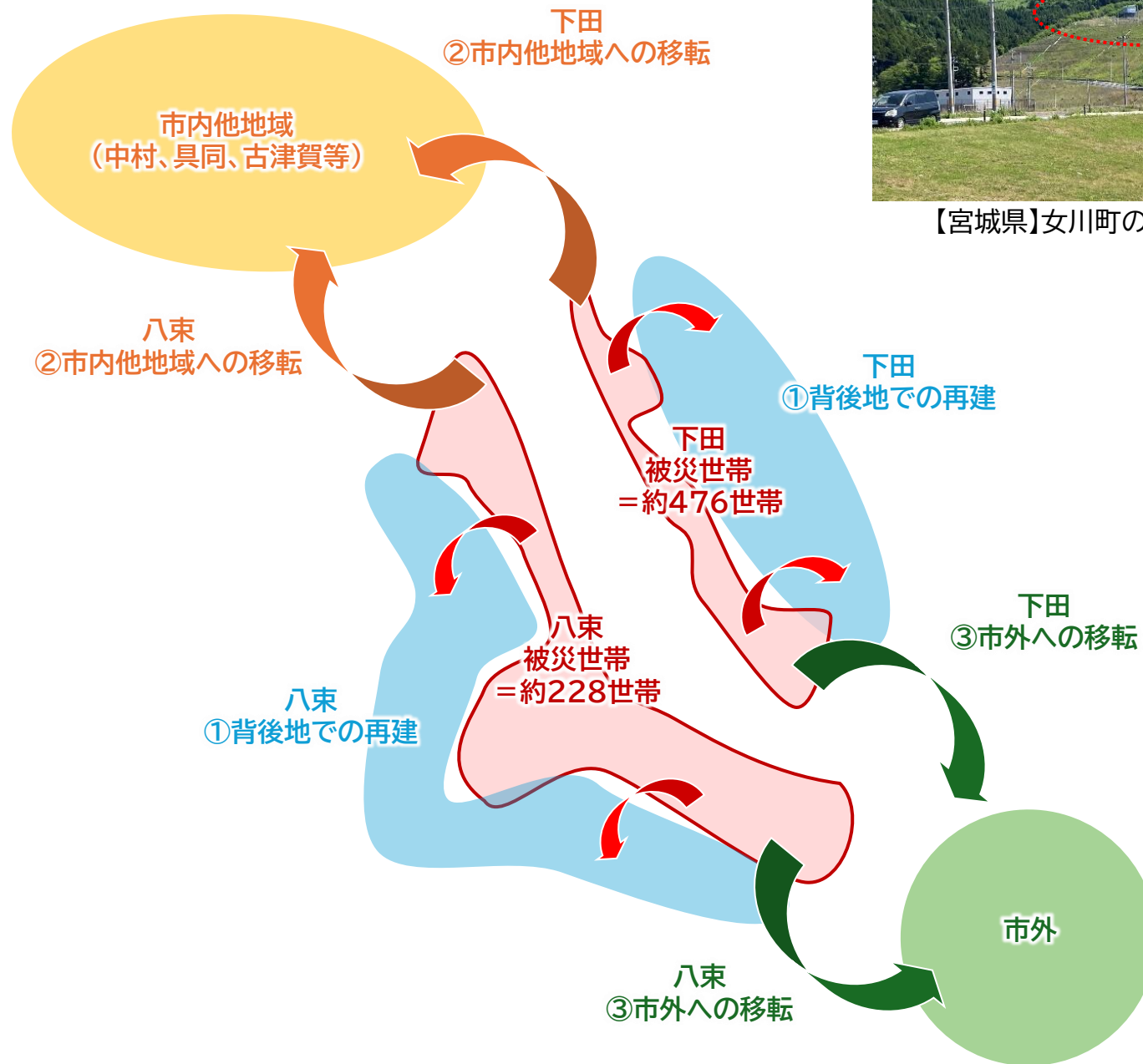


図 復興パターンのイメージ

■復興パターン①:背後地での再建

【復興パターン】

・L2津波から安全を確保できる高さの背後地を造成し、高台移転により住まいを再建します。

- 造成適地が限られるため、候補地の選定が重要。
- 地域の持続発展に向けては、ある程度まとまった住宅団地が必要。
- 高低差による日常生活への影響。

■復興パターン②:市内他地域への移転による再建

【復興パターン】

・L2津波から安全を確保できる既存市街地へ移転し、住まいを再建します。

- 空き家、未利用地等を活用でまちなかのスポンジ化を抑制。
- まとまった土地の確保は困難で移転先が点在するため、コミュニティの維持に影響。

■復興パターン③:市外への移転による再建

【復興パターン】

・L2津波から安全を確保できる市外へ移転し、住まいを再建します。

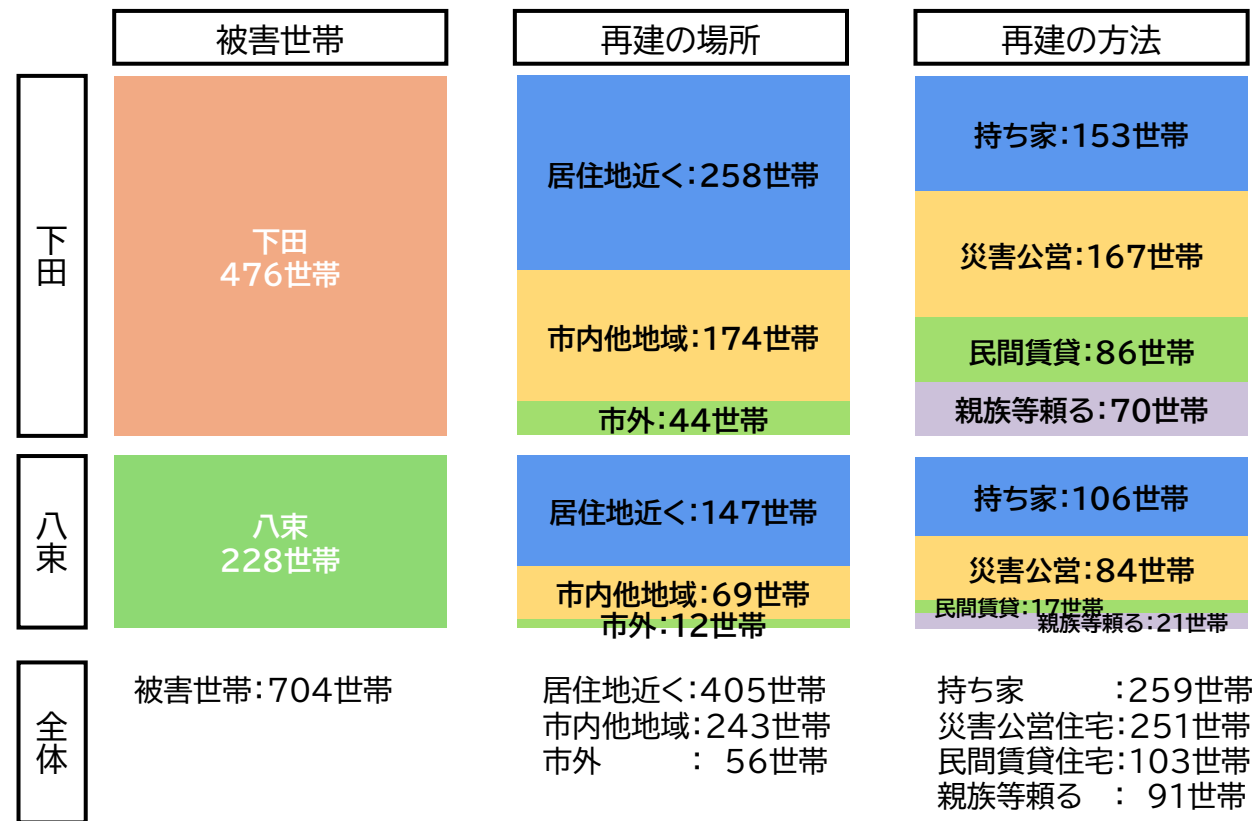
- 市外流出を防ぐため、早期復興により市内での再建を促すことが重要。

2 地域ごとの事前復興まちづくり計画の検討方針

2-3 復興パターンに応じた地域ごとの復興規模の想定

(3) 市民意向に基づいた住まいの再建場所と方法

対象地域における被害世帯の再建場所やその方法について、市民意向を反映した結果は以下のとおりです。



また、「再建の場所」と「再建の方法」のクロス集計の比率で振り分けると、以下のよう結果となります。

■ 下田地域: 再建場所・方法(被災世帯:棟)

		再建の方法				
		持ち家再建	災害公営住宅	民間の賃貸	親族等頼る	合計
場所 再建の	居住地近く	91	104	37	26	258
	市内他地域	53	58	42	21	174
	市外	9	5	7	23	44
	合計	153	167	86	70	476

■ 八束地域: 再建場所・方法(被災世帯:棟)

		再建の方法				
		持ち家再建	災害公営住宅	民間の賃貸	親族等頼る	合計
場所 再建の	居住地近く	90	43	5	9	147
	市内他地域	16	41	7	5	69
	市外	0	0	5	7	12
	合計	106	84	17	21	228

■ 合計: 再建場所・方法(被災世帯:棟)

		再建の方法				
		持ち家再建	災害公営住宅	民間の賃貸	親族等頼る	合計
場所 再建の	居住地近く	181	147	42	35	405
	市内他地域	69	99	49	26	243
	市外	9	5	12	30	56
	合計	259	251	103	91	704

2 地域ごとの事前復興まちづくり計画の検討方針

2-3 復興パターンに応じた地域ごとの復興規模の想定

再建場所とその方法に応じて、条件を設定したうえ復興に必要な面積を算定すると、次のような結果となります。

【算定における仮定条件】

- ・人口流出の抑制を目標としていることから、「市外」を選択したとしても、「市内他地域」での再建を促すこととする。
- ・「居住地近く」の「持ち家再建」は660㎡/棟(敷地330㎡+公共施設330㎡) … 防災集団移転促進事業を活用した場合の想定(補助対象面積の上限)
- ・「市内他地域」の「持ち家再建」は212㎡/棟(敷地212㎡) … 令和5年住宅・土地統計調査から「1住宅当たりの敷地面積」の高知県の値
- ・「災害公営住宅」、「民間の賃貸住宅」は184㎡/戸(敷地92㎡+公共施設92㎡) … 令和5年住宅・土地統計調査から「長屋建ての1住宅当たりの敷地面積」の高知県の値(92㎡)に、防災集団移転促進事業の住宅に係る敷地面積の比率(330㎡/660㎡)を乗じた値 ※現在は**集合住宅を想定(WS意見を踏まえ検討)**
- ・「親族等を頼る」は0㎡/棟

■下田地域:再建場所・方法(面積:ha)

		再建の方法				
		持ち家再建	災害公営住宅	民間の賃貸	親族等頼る	合計
再建の場所	居住地近く	6.0	1.9	0.7	0.0	8.6
	市内他地域	1.1	1.1	0.8	0.0	3.0
	市外(流出抑制)	0.2	0.1	0.1	0.0	0.4
	合計	7.3	3.1	1.6	0.0	12.0

■八束地域:再建場所・方法(面積:ha)

		再建の方法				
		持ち家再建	災害公営住宅	民間の賃貸	親族等頼る	合計
再建の場所	居住地近く	5.9	0.8	0.1	0.0	6.8
	市内他地域	0.3	0.8	0.1	0.0	1.2
	市外(流出抑制)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
	合計	6.2	1.6	0.3	0.0	8.1

■合計:再建場所・方法(面積:ha)

		再建の方法				
		持ち家再建	災害公営住宅	民間の賃貸	親族等頼る	合計
再建の場所	居住地近く	11.9	2.7	0.8	0.0	15.4
	市内他地域	1.4	1.9	0.9	0.0	4.2
	市外(流出抑制)	0.2	0.1	0.2	0.0	0.5
	合計	13.5	4.7	1.9	0.0	20.1

■合計:再建場所・方法(面積:ha) ※人口流出を抑制し、市内他地域での再建の場合

		再建の方法				
		持ち家再建	災害公営住宅	民間の賃貸	親族等頼る	合計
再建の場所	居住地近く	11.9	2.7	0.8	0.0	15.4
	市内他地域	1.6	2.0	1.1	0.0	4.7
	合計	13.5	4.7	1.9	0.0	20.1

流出抑制



【岩手県】陸前高田市の高台移転住宅団地



【宮城県】岩沼市の災害公営住宅(戸建て)



【宮城県】女川町の災害公営住宅(集合住宅)

2 地域ごとの事前復興まちづくり計画の検討方針

2-4 復興まちづくりのゾーニング

対象地域の復興まちづくりのゾーニングについては次のとおりです。

なお、このゾーニングは、再建の具体的な場所を特定するものではなく、被災後の再建の考え方の選択肢として示したものであり、令和8年度からの地域ワークショップのなかで、具体的なゾーニング計画を検討します。

●まちなか等での早期再建エリア

- ・立地適正化計画に基づき、空家や未利用地を活用するなど、居住誘導区域への移転を促し、既存市街地の生活基盤等を活かした住まいを再建
- ・市外流出を抑制し、市内での再建を促すとともに、新たな住民の受入も見据える

■	下田地域	174世帯+44世帯=218世帯、 3.0ha+0.4ha=3.4ha
■	八束地域	69世帯+12世帯=81世帯、 1.2ha+0.1ha=1.3ha
■	合計	243世帯+56世帯=299世帯、 4.2ha+0.5ha=4.7ha

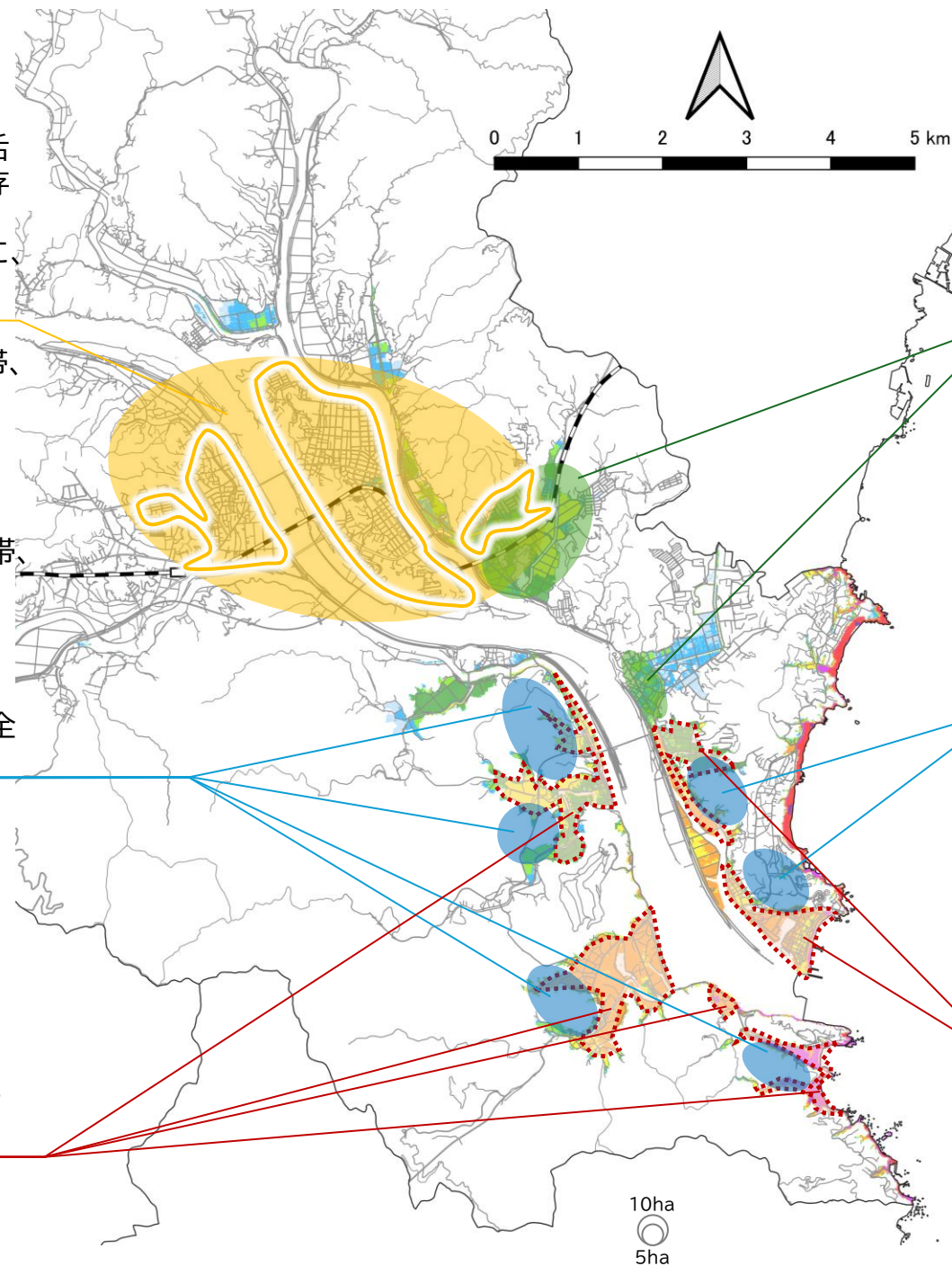
●背後地を活かした再建エリア

- ・背後地の高台造成地への移転により、安全な住まいを再建

■	八束地域	147世帯、6.8ha
---	------	-------------

●居住制限エリア

- ・災害危険区域の指定等による居住の制限
- ・農業基盤の復旧や地域の活性化に寄与する新たな土地利用等の検討



●現地再建エリア

- ・津波浸水想定2m未満の区域は、確実な避難に向けた条件整備とあわせた現地再建

●背後地を活かした再建エリア

- ・背後地の高台造成地への移転により、安全な住まいを再建
- ・土佐西南大規模公園の活用検討【県との調整事項】

■	下田地域	258世帯、8.6ha
---	------	-------------

●居住制限エリア

- ・災害危険区域の指定等による居住の制限
- ・農業基盤の復旧や地域の活性化に寄与する新たな土地利用等の検討

■ 赤四角の大きさは、下田・八束地域の被害世帯に対する住まいの再建面積の目安

■ 着色(青or黄)四角の大きさは、復興パターンに応じた住まいの再建面積の目安

2 地域ごとの事前復興まちづくり計画の検討方針

【参考】防災集団移転促進事業の概要

防災集団移転促進事業は、市や県等の施行者が、災害の危険性から居住に適当でない地域の住居を集団的に移転する際に、施行者が行う移転元地の買取や移転先の住宅団地の整備等に要する費用について、国が補助する制度です。

なお、移転元地は、災害危険区域等の指定が必要となります。

防災集団移転促進事業の概要

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とし、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

補助対象経費区分	右以外の 場合	限度額の有(○)無(-)		
		※3	※4	※5
補助対象経費(①~⑦)の合計	○	-	-	-
① 住宅団地の用地取得及び造成(分譲の場合は補助対象外)	○	○	○	○
② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(住宅ローンの利子相当額)	○	○	○	○
③ 住宅団地に係る公共施設の整備	○	○	○	○
④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	-	○	○	○
⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	○	○	○	○
⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	○	○	○	○
⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	-	-	-	-

イ 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること
ロ 移転元地防備のための施設整備(ハード整備)を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること
ハ 移転に要する事業費が総務省の「ハード整備の削減率」を上限とする
ニ 津波災害特別警戒区域(レッドゾーン)を含む地域(※移転者が所有する移転元地の住宅の用に供する建築物は移転後に撤去)
ホ 津波災害特別警戒区域(レッドゾーン)を含む地域であり、以下の要件を満たした市町村
ホ 1 地震発生後、最大1分以内に高さ3m以上の津波到達が想定される市町村又は最大津波高が2.5m以上と想定される市町村であって、50戸以上の住居が立地する地域

補助基本額(事業費)に対する財源内訳

国庫補助金 3/4	一般補助施設整備等 事業費(充当率90%)	一般財源
元利償還の80%を特別交付税措置 50%を特別交付税措置		

注) 補助基本額は個別限度額、合算限度額適用後の事業費、都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象外。
地方財政措置
1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業費の対象(充当率90%)
その元利償還金の80%を特別交付税措置
注) 事業計画等の策定に必要な経費の適正性については、財政部局と協議すること
2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置(※事業計画等の策定に必要な経費についても同様)

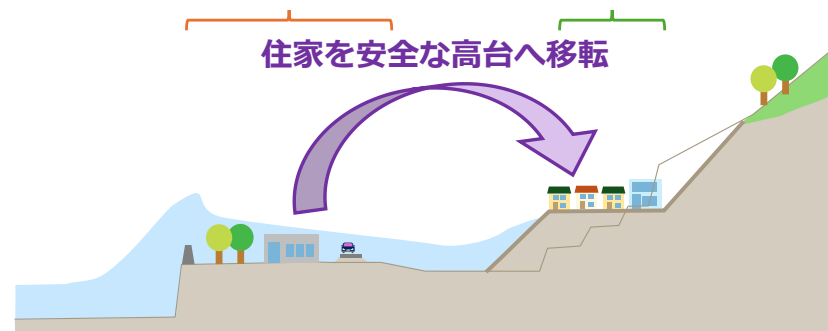
図 防災集団移転促進事業の概要(参照:国土交通省)

【再建に関わる支給等(移転元地)】

- ・事業主体(市等)が移転元地を買取。ただし、住家の用途に使われている土地のみ。
- ・建物の補償も補助対象であるが、災害後は流失している可能性が大きい。

【再建に関わる負担等】

- ・移転先の住まいの確保に要する費用(住宅再建、借地料)を自己負担。



【再建に関わる支給等(再建方法)】

- ・住宅ローンの利子相当額や引越に関する費用の支援がある。
- ・再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金等の支給(加算)がある。

図 防災集団移転促進事業のイメージ

【参考】市内他地域への移転における防災集団移転促進事業の活用

防災集団移転促進事業の実施に当たっては、新たな住宅団地の整備のみならず、安全な地域に存する既存市街地・集落の空地を活用することも可能です。これら既存市街地・集落の空地を活用するに当たって、当該空地に係る整地や生活道路の再整備を実施する場合、これらに要する費用も補助金の対象となります。

また、移転先の住宅団地は「一団の土地」を整備することが法律に示されていますが、整備する住宅団地の敷地同士は必ずしも隣接している必要はなく、集団的な移転の範囲として認められる程度に住宅敷地を散在して住宅団地として整備する「差し込み型の住宅団地整備」とすることも可能です。

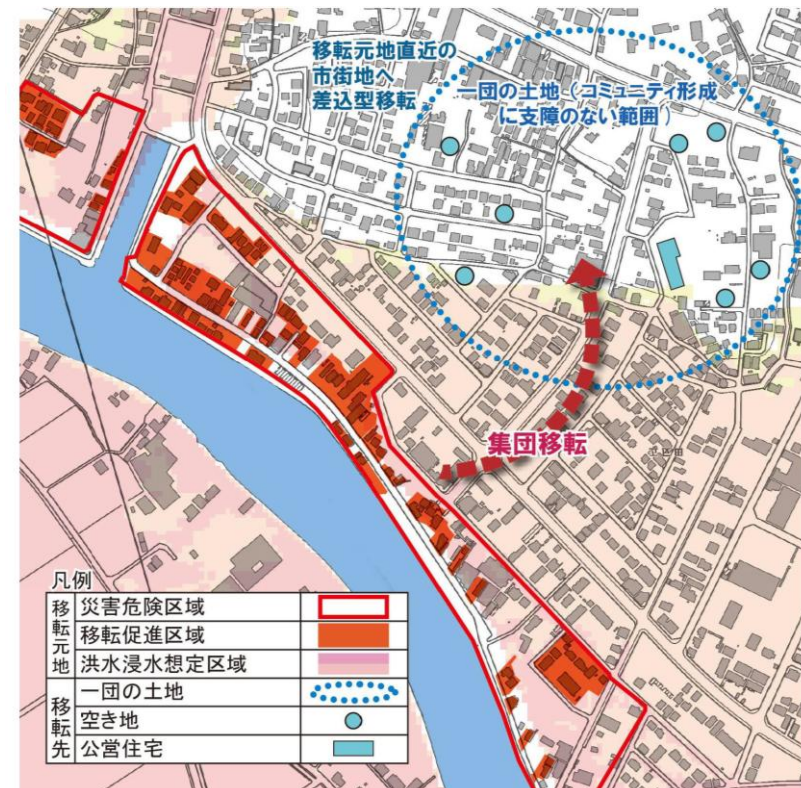


図 差し込み型の移転先のイメージ

(参照:防災移転まちづくりガイドンス 令和7年4月 国土交通省)

ご意見をいただきたい主な論点

論点1 地域ワークショップについて

- ・地域区分、テーマ等。

論点2 対象地域(下田・八束)における復興の基本的な考え方について

- ・規模、パターン、ゾーニング、今後の検討において配慮すべき事項。

資料4

今後の予定等

1 今後の検討スケジュール等

1-2 今後の検討内容

はじめに

1. 事前復興まちづくり計画の策定
2. 事前復興まちづくり計画の策定により期待される効果
3. 事前復興まちづくり計画の構成と役割
4. 事前復興まちづくり計画の位置付け等

【第1回】

第1章 事前復興まちづくりに関する現況と課題

1. 現況と課題
2. 市民意向
3. 事前復興まちづくりに向けた課題の整理

【第2回・第3回】

第2章 復興方針

1. 基本理念等
2. 復興方針
 - 2-1. 「命を守る」ための復興方針
 - 2-2. 「生活を再建する」ための復興方針
 - 2-3. 「なりわいを再生する」ための復興方針
 - 2-4. 「歴史・文化、自然を継承する」ための復興方針
 - 2-5. 「地域の課題等の解決につなげる」ための復興方針

【第3回】

第3章 復興組織

第4章 地域ごとの事前復興まちづくり計画

1. 地域ごとの事前復興まちづくり計画の対象地域
2. 下田地域の事前復興まちづくり計画
3. 八束地域の事前復興まちづくり計画
- ...

【第2回】
【第3回】
【第4回】

第5章 復興事前準備

■地域ごとの事前復興まちづくり計画

本日、ご議論いただいた「地域ごとの事前復興まちづくり計画の検討方針(資料3)」をもとに、下田・八束地域でワークショップを開催し、住民意見を踏まえ地域ごとの事前復興まちづくり計画の作成を進めます。

■地域ワークショップ

- ・結果の報告

■地域住民が考える再建の方法

- ・大規模災害が発生した後の住まいの場 … 必要に応じて、今回提示した復興規模の精査
- ・市外への流出を抑制するための条件
- ・生活を再建するための課題や対策 等

参考

復興組織について

1 復興組織

1-1 これまでの大規模災害における復興組織の事例

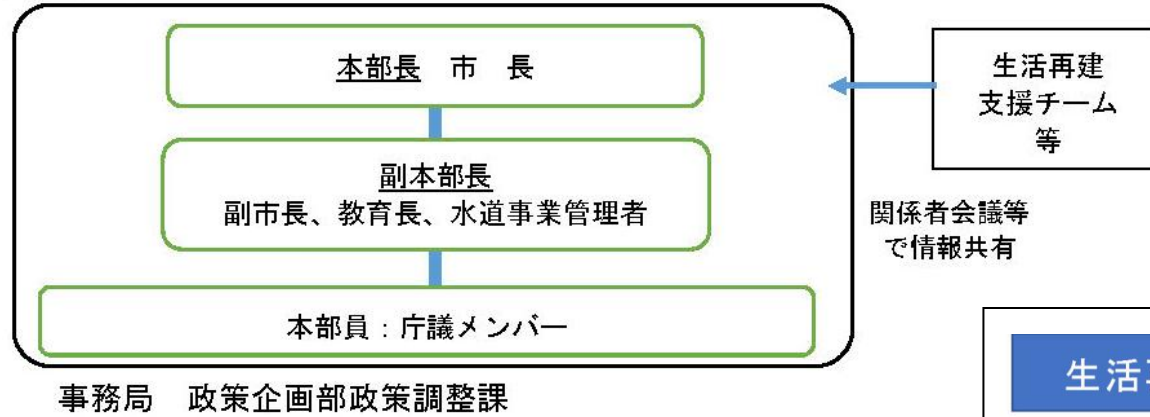
(1)新潟市復旧・復興推進本部【能登半島地震】

応急復旧から本格復旧の段階へ移行しつつある段階で、復旧・復興に向けた施策を総合的かつ計画的に進めるため、復旧・復興推進本部を設置(令和6年4月)しています。

(1)体制

令和6年能登半島地震 新潟市復旧・復興推進本部

(2)組織体系



(3)掌握事務

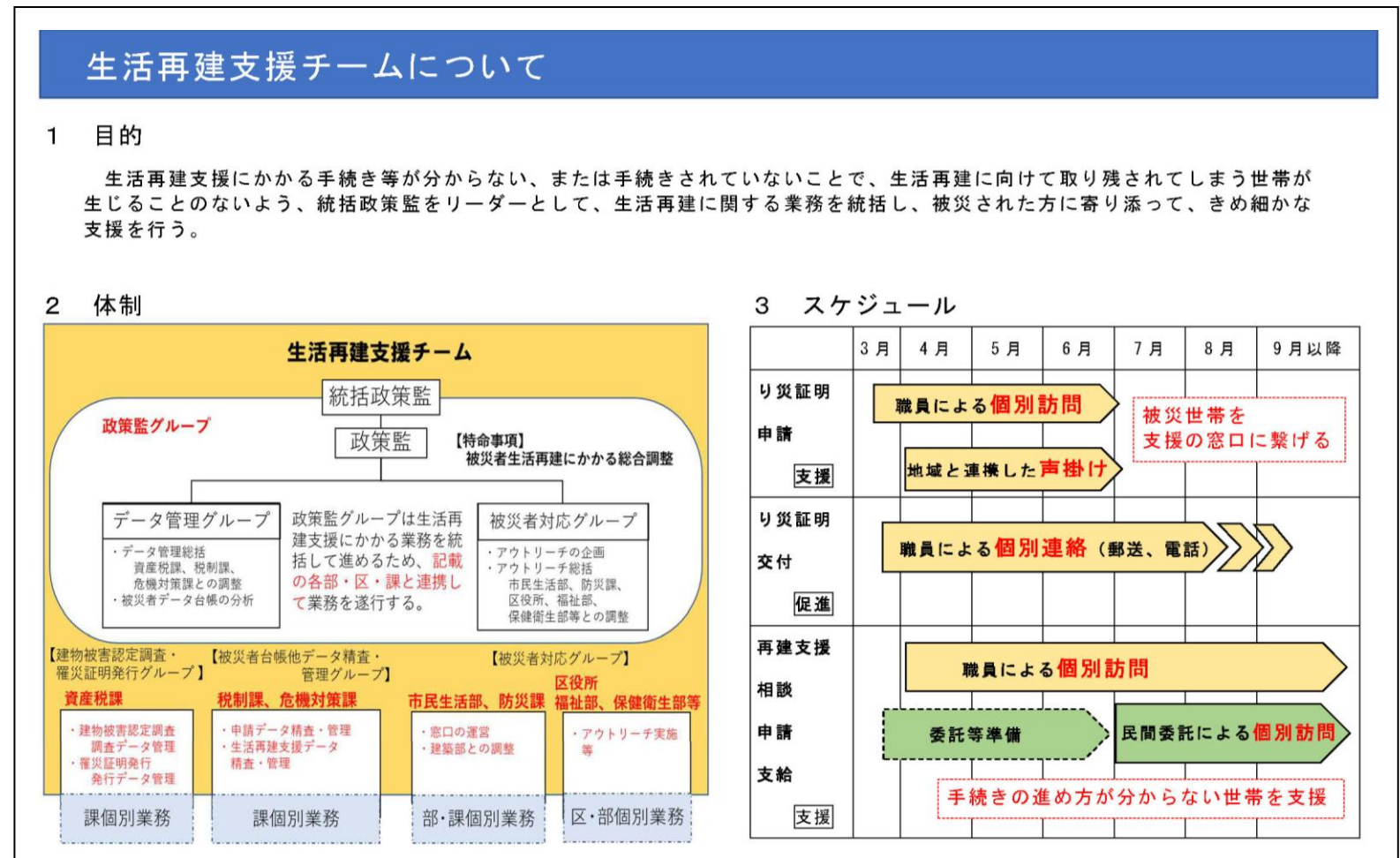
- ① 復旧復興に係る情報や課題の共有、施策の立案、検討に関すること。
- ② 復旧復興に係る関係部課相互の調整に関すること。
- ③ その他本部長が必要と認めること。

(4)復旧・復興に向けた本部の取組

- ・基本方針の作成
- ・取組項目の整理
- ・実施計画の作成(約3年間程度の中長期計画を想定)
- ・実施計画の進捗管理
- ・課題解決に向けた国や県に対しての要請活動

(5)その他

生活再建に向けて取り残されてしまう世帯が生じることをないよう、生活再建支援チームを設置(右図参照)。



参照:新潟市ホームページ

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/jigyoproject/fukkyuufukkou06.html>

1 復興組織

(2) 釜石市復興推進本部【東日本大震災】

復興に特化した関連事業を一元的に取り組み、早急な復興の実現を図るため、釜石市復興推進本部を設置(平成23年10月)しています。

(1) 設置

東日本大震災により甚大な被害を受けた当市の再生と復興に向け、復興に特化した関連事業を一元的に取り組みとともに、復興に係る様々な現状と課題、進捗状況等を的確に把握し、早急な復興の実現を図るため、釜石市復興推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(2) 掌握事務

- ・都市整備の計画、設計及び実施に関すること。
- ・復興公営住宅の計画・設計に関すること。
- ・被災者の生活支援に関すること。
- ・その他復興に係る市長特命事項に関すること。

(3) 組織

- ・推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- ・本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長をもって充てる。
- ・本部員は、総務企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設部長、復興推進本部都市整備推進室長、教育次長及び総合政策課長をもって充てる。
- ・推進本部に事務局及び次の室を置く。
 - ①都市整備推進室
 - ②復興住宅整備室
 - ③生活支援室

参照:釜石市復興推進本部設置規則より抜粋

(3) 西予市復興支援課、野村復興支援室【平成30年7月豪雨】

復興計画の策定や復興事業の推進、復旧・復興に向けた施策を総合的かつ計画的に進めるため、復興対策本部や復興支援課を設置するとともに、特に被害の大きかった野村地区の現地対策及び復興支援事業の推進を図るための野村復興支援室を設置しています。

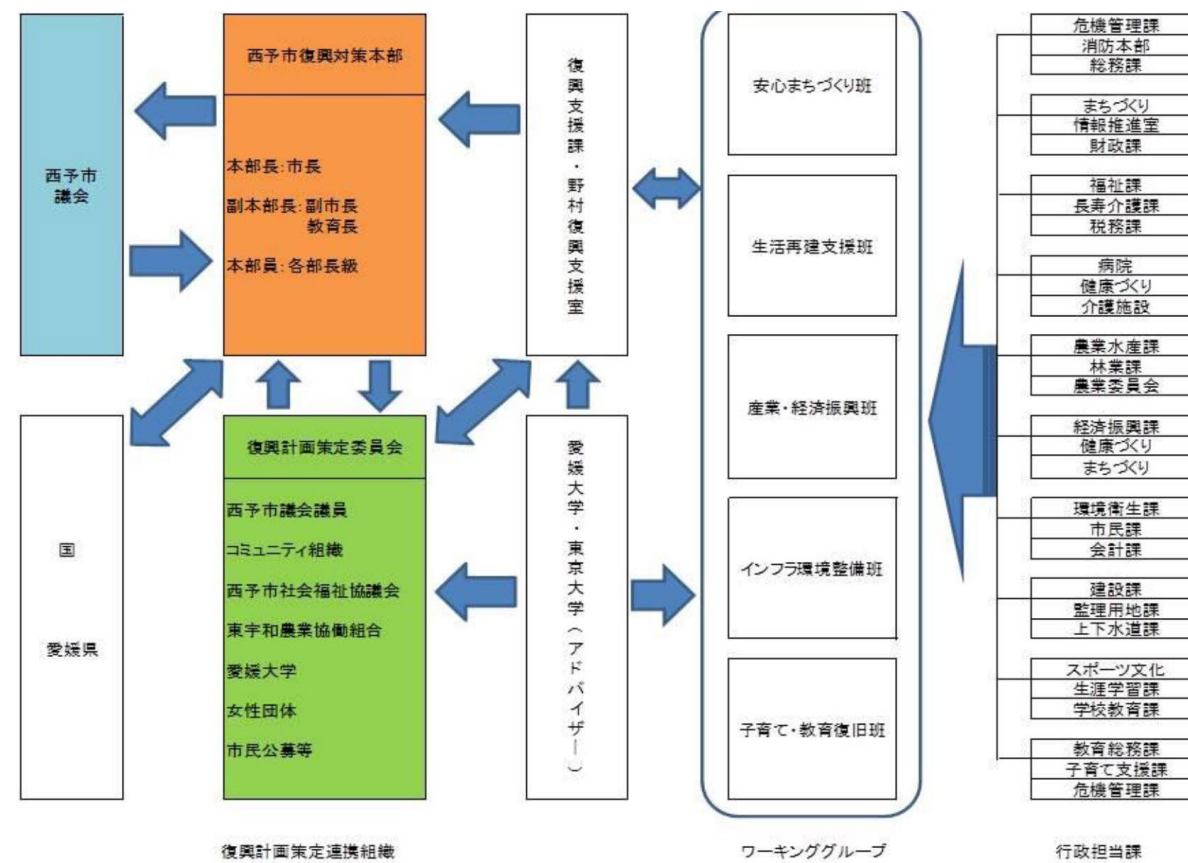
(1) 復興支援課、野村復興支援室の設置

- ・西予市組織機構の再編により、8月6日付人事異動
- ・復興支援課5名、支援室2名

(2) 業務・役割

- ・復興対策本部の設置及び運営に関すること
- ・復興計画策定に関すること
- ・復興事業に係る情報収集、企画立案及び総合調整
- ・復興事業に係る関係機関、関係部署との連絡調整
- ・国、県等への復興支援に係る要望事務

※直接事業を持たない。復旧復興に関する総合調整機能。



なお、「西予市事前復興計画 復興プロセス編」において、大規模災害からの復興に向けて「災害復興本部」の設置を行うことを位置付けています。

1 復興組織

1-2 事例等を踏まえた本市の復興組織のあり方

南海トラフ地震をはじめとする大規模災害からの復興業務は多岐にわたり、長期化するおそれがあります。

そこで、本市では他自治体の事例を踏まえ、次のとおり復興組織を構築します。

■他自治体事例からみる大規模災害後の復興組織

- ・復興の推進を図る新たな本部体制を構築し、災害対策本部から移行。
- ・被災者の生活再建の支援や住宅、基盤整備を推進するための新たなチームを設置。



(1) 災害対策本部からの移行と復興推進本部の設置

復興に向けた施策や事業等を迅速かつ計画的に推進していくため、「復興推進本部」を設置します。

災害対策本部は、災害の危険が解消した、または災害応急対策が概ね完了したと認められた場合は解散することになりますが、復興推進本部と同時並行で運営する期間も想定されます。

なお、復興推進本部は復興業務が概ね完了したと認められた場合に解散します。

(2) 復興の業務量等に応じた体制

復興業務は応急・復旧期から継続した取り組みも多く、切れ目のない対応が求められることから、復興推進本部は、災害対策本部の体制や業務分掌を基本とします。

また、これまでの大規模災害における復興組織の事例等を踏まえ、「基盤整備」と「住宅整備」、「生活再建支援」等のチームを配置し、重点的な復興を目指すとともに、特定の部に偏りが生じないように、状況に応じた柔軟な体制構築や運営を図ります。

(3) 関連組織との連携

被災者の置かれた状況や抱える問題は一人ひとり異なることから、一つの支援制度では漏れる場合があっても、他の支援制度や方法を組み合わせることにより、被災者の生活再建につながる場合があります。

そこで、現在、取り組んでいる災害ケースマネジメントでは、災害関連死の防止、避難所以外へ避難している方を含めた避難者の早期把握、課題解決及びまちの再生や地域コミュニティの維持を目的に方針を決定する「災害ケースマネジメント連絡調整会議」を設置しており、このような関連組織との連携が重要となります。

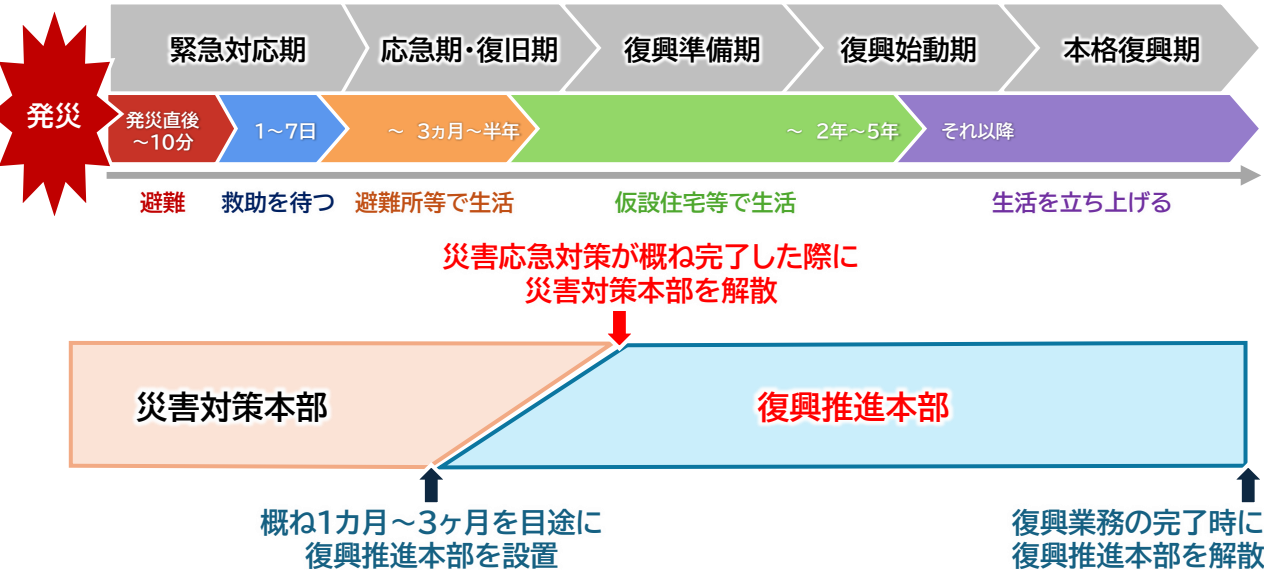


図 災害対策本部から復興推進本部への移行イメージ

1 復興組織

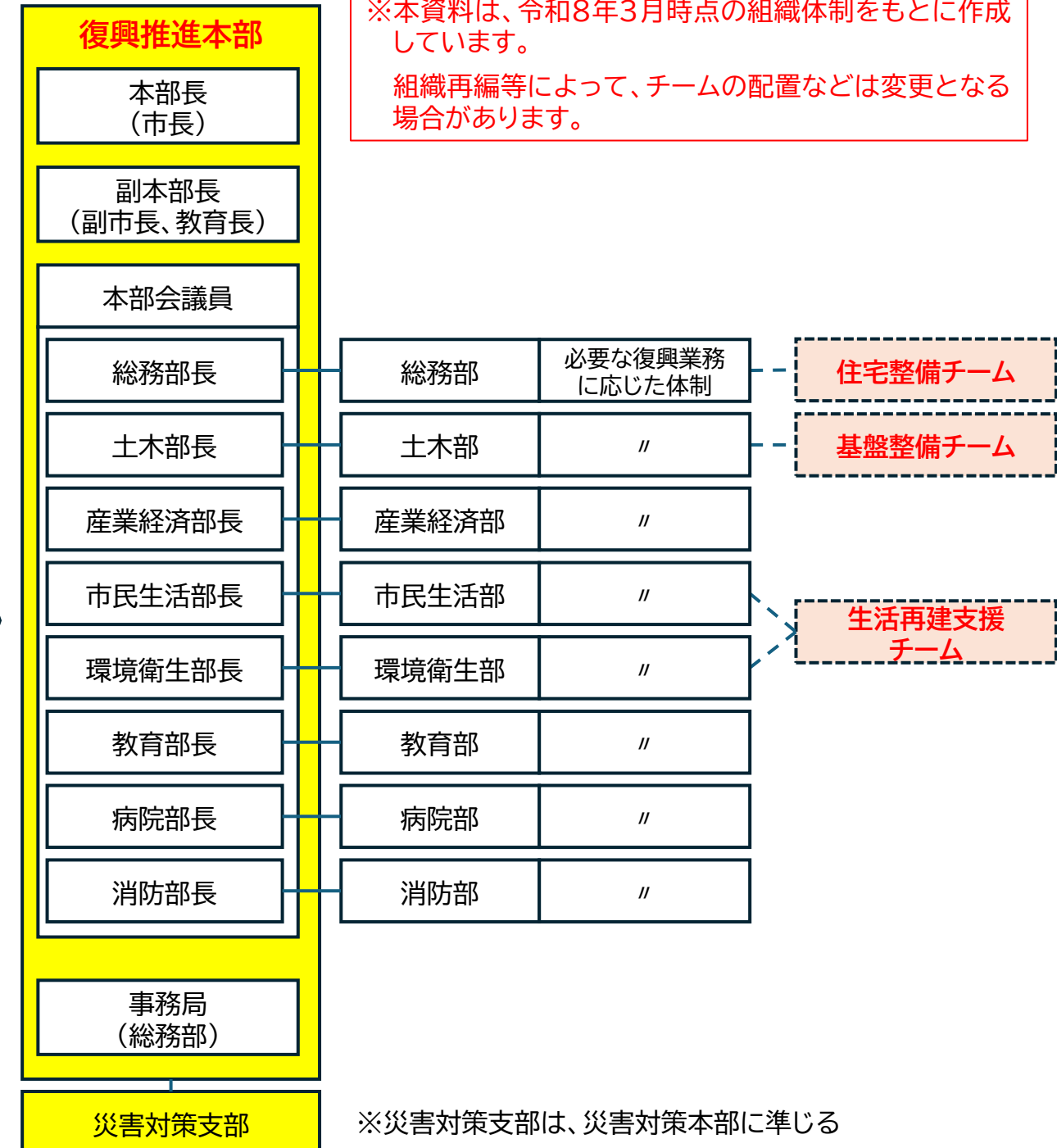
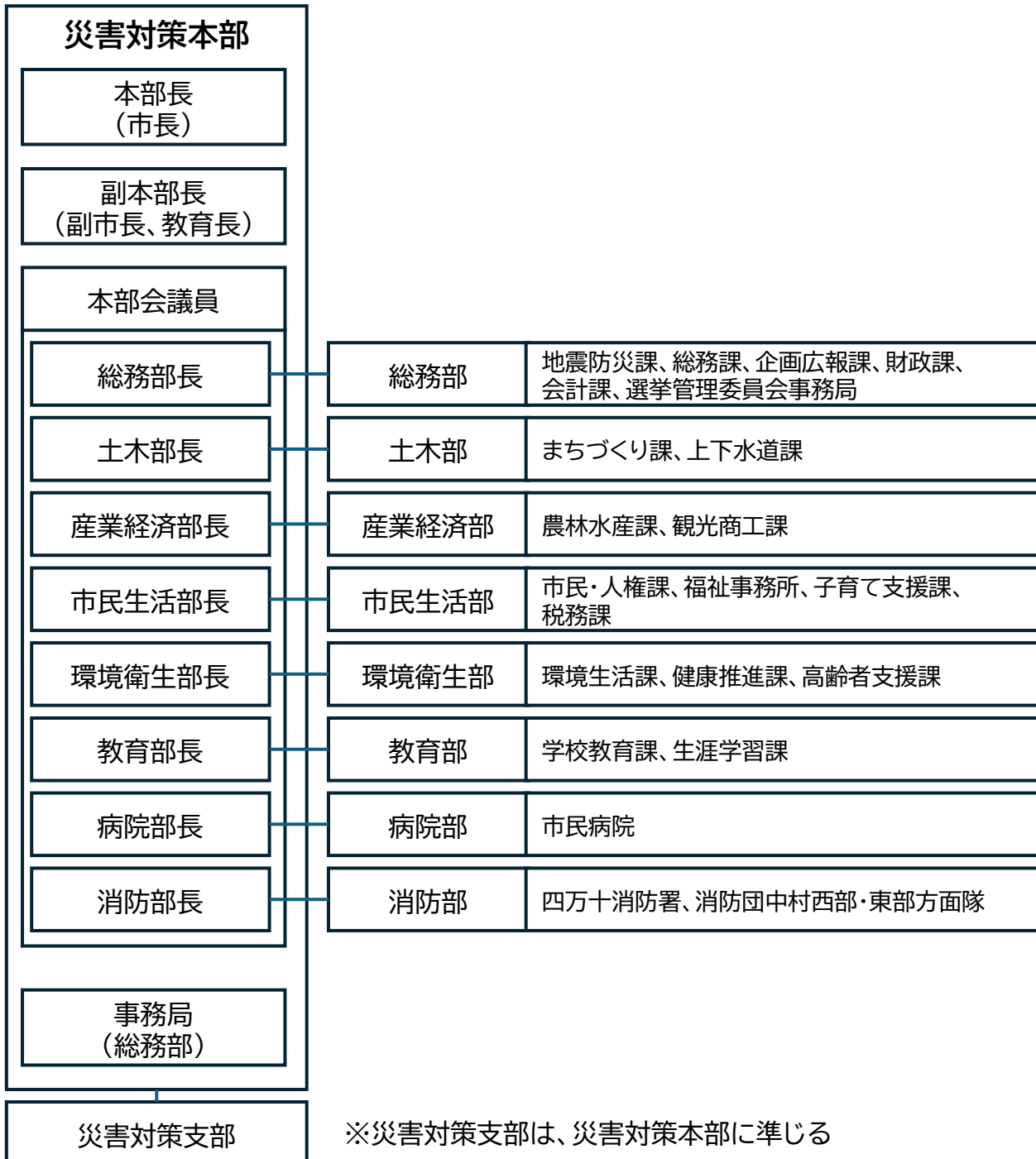
1-3 本市の復興組織(案)

(1)復興組織

現行の災害対策本部と復興推進本部の体制(案)は次のとおりです。

復興推進本部は「基盤整備」と「住宅整備」、「生活再建支援」等のチームを配置し、重点的な復興を目指すとともに、特定の部に偏りが生じないように、関連組織との連携を含め、状況に応じた柔軟な体制構築や運営を図ります。

	主な役割
基盤整備チーム	・公共土木施設の整備 ・復興まちづくりに関する基盤整備 等
住宅整備チーム	・災害公営住宅の整備 ・被災者の住宅再建に関する支援 等
生活再建支援チーム	・被災者の心と体の健康に関する支援 ・被災者の生活再建に関する支援 等



1 復興組織

1-4 復興手順書の作成

(1)復興手順書の位置付け等

復興手順書は、初動から応急対策期の対応を示す「四万十市業務継続計画(BCP)」や「四万十市応急期機能配置計画」を踏まえながら、復興までに必要な業務をまとめます。

「1. 計画的復興への条件整備」、「2. すまいと暮らしの再建」、「3. 安全な地域づくり」、「4. 産業・経済復興」の4つの柱のもと、各業務を分野別に整理します。

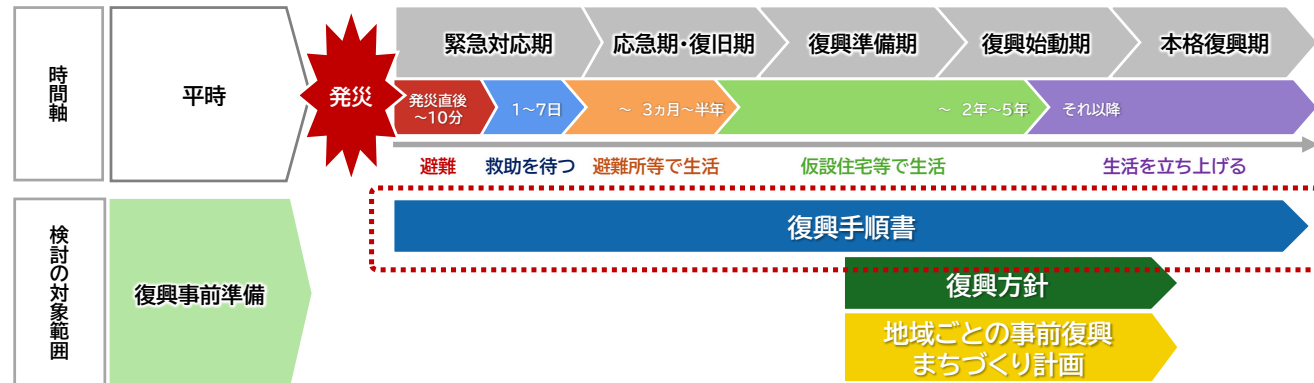


図 復興手順書の位置付け

(2)復興手順書の概要

- ・分野別のタイムラインを作成し、各担当の業務開始～完了について整理します。
- ・各業務の担当を明確にし、時間軸に応じた到達目標を整理します。
- ・全体像を把握するためのフロー図を作成し、各業務の内容や手順等を整理します。

4. 部署別対応表

復興に関する業務は、応急期・復旧期から継続する業務と連携して新たな対応が必要となる業務等があります。

以下に、地域防災計画に示された災害対策本部の構成に応じた業務分限を整理します。なお、応急期・復旧期と復興期では、対応する業務量の増加や通常業務への対応も必要であることから、業務量に応じた柔軟な組織体制で取り組む必要があります。

業務部	復興に向けた業務	主担当	備考	
1. 計画的復興への条件整備	1-1-1. 復興体制の整備	復興防災課	15	
	1-1-2. 復興推進本部の運営・解散	復興防災課	16	
	1-2. 復興期に向けた準備	1-2-1. 復興期に向けた準備	復興防災課	19
		1-2-2. 復興期に向けた準備	復興防災課	20
		1-2-3. 復興期に向けた準備	復興防災課	21
	1-3. 復興期に向けた準備	1-3-1. 復興期に向けた準備	復興防災課	22
		1-3-2. 復興期に向けた準備	復興防災課	23
		1-3-3. 復興期に向けた準備	復興防災課	24
	1-4. 復興期に向けた準備	1-4-1. 復興期に向けた準備	復興防災課	25
		1-4-2. 復興期に向けた準備	復興防災課	26
		1-4-3. 復興期に向けた準備	復興防災課	27
		1-4-4. 復興期に向けた準備	復興防災課	28
		1-4-5. 復興期に向けた準備	復興防災課	29
		1-4-6. 復興期に向けた準備	復興防災課	30
		1-4-7. 復興期に向けた準備	復興防災課	31
1-4-8. 復興期に向けた準備		復興防災課	32	
1-4-9. 復興期に向けた準備		復興防災課	33	
1-4-10. 復興期に向けた準備		復興防災課	34	
2. すまいと暮らしの再建	2-1. 復興期に向けた準備	復興防災課	35	
	2-2. 復興期に向けた準備	復興防災課	36	
3. 安全な地域づくり	3-1. 復興期に向けた準備	復興防災課	37	
	3-2. 復興期に向けた準備	復興防災課	38	
	3-3. 復興期に向けた準備	復興防災課	39	
	3-4. 復興期に向けた準備	復興防災課	40	
4. 産業・経済復興	4-1. 復興期に向けた準備	復興防災課	41	
	4-2. 復興期に向けた準備	復興防災課	42	

3

5. 対策分野・復興に向けた業務のタイムライン一覧表

各対策分野における業務のタイムラインを以下に示します。

以下のタイムラインは、概ねの目安となる時期を示したものであり、状況に応じた柔軟な取組が重要です。

復興に向けた業務	復興期(1月～3月)	応急期(4月～6月)	復旧期(7月～9月)	復興期(10月～12月)	その他
1. 計画的復興への条件整備	1-1-1. 復興体制の整備	1-1-2. 復興推進本部の運営・解散	1-2. 復興期に向けた準備	1-3. 復興期に向けた準備	1-4. 復興期に向けた準備
2. すまいと暮らしの再建	2-1. 復興期に向けた準備	2-2. 復興期に向けた準備	2-3. 復興期に向けた準備	2-4. 復興期に向けた準備	2-5. 復興期に向けた準備
3. 安全な地域づくり	3-1. 復興期に向けた準備	3-2. 復興期に向けた準備	3-3. 復興期に向けた準備	3-4. 復興期に向けた準備	3-5. 復興期に向けた準備
4. 産業・経済復興	4-1. 復興期に向けた準備	4-2. 復興期に向けた準備	4-3. 復興期に向けた準備	4-4. 復興期に向けた準備	4-5. 復興期に向けた準備

9

第2章 各分野の復興手順

1. 計画的復興への条件整備

1-1. 復興体制の整備
1-1-1. 復興推進本部体制の整備
1-1-2. 復興推進本部の運営・解散

本部事務局(地震防災課)
本部事務局(地震防災課)

■四万十市地域防災計画(一般災害対策編)
第1節 組織(四万十市災害対策本部の組織及び解散) P3
第1節 組織(四万十市災害対策本部の組織及び運営) P35

■課題

○大規模災害の発生後は災害対策本部を立ち上げ、応急対策後は速やかに復興推進本部の設置に向けた検討を行い、災害の規模に応じた復興体制を整備する必要があります。

○復興法「第2条第1号の特定大規模災害」が発生した場合は、国において復興対策本部が設置されるとともに(復興法等4条第1項)、県復興本部等の組織が設置されることと規定されるため、これらの機関との連携を図る必要がある。

※1: 大規模災害からの復興に関する法律。
※2: 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

■到達目標

○大規模災害の発生後、速やかに復興体制の検討を開始し、発災後1か月から3か月を目途に整備する。また、国や県、市町村及び関係機関等との連絡・調整を行う場に参加する等、被災地の復興に向けた体制を整備する。

■基本方針

○大規模災害が発生し、国が災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」または「緊急災害対策本部」を設置した時、あるいは、県が「復興本部」を設置した時は、市の復興推進本部の設置の検討を行う。

○事前に作成した本手順書を基に、復興推進本部の体制及び復興業務の推進体制、また、方内各部署における各種復興業務の実施体制について検討を行い、整備する。

○県、他市町村や関係機関との連絡調整会議に参加し、多様な主体が連携して復興を推進する体制を整備する。

13

分野別フロー図(全体像の把握)

■業務フロー図

14

■タイムライン

復興に向けた業務	発災直後～1か月後	1か月後～半年後	半年後～1年後	1年後～2年後	2年後～
1-1-1. 復興推進本部体制の整備					
1-1-2. 復興推進本部等の運営・解散					

■復興に向けた業務

1-1-1. 復興推進本部体制の整備

本部事務局(地震防災課)

■業務概要

○大規模災害が発生し、国が災害対策基本法第24条に規定する「非常災害対策本部」又は第28条の2に規定する「緊急災害対策本部」を設置した場合に、復興推進本部の設置を検討する。

○復興に向けた業務を、庁内で一体的かつ迅速に推進するために、庁内における復興業務に関する意思決定機構として、復興推進本部を設置する。その際、災害対策本部から復興推進本部への円滑な移行が図られるよう留意する。

○本手順書を活用し、各課で行う復興業務の調整を行うとともに、復興に向けた業務を総合的に統括する復興推進本部事務局を設置する。

■業務内容・手順

(1)復興推進本部体制の整備

①設置の必要性の検討
②復興業務の割り当て
③推進体制(案)の作成
④必要人員の調整

(2)復興業務の推進体制の検討

①復興業務の整理
②復興業務の割り当て
③推進体制(案)の作成
④必要人員の調整

(3)復興推進本部の設置及び復興業務の推進体制の整備

①庁内との連携
②復興推進本部の設置及び復興業務の推進体制の整備に向けた準備
③復興推進本部の設置及び復興業務の推進体制の整備
④組織改編の実施

15

部署別に対応すべき事項の一覧表の整理

分野別に到達目標や基本方針を作成

分野別に具体的な業務内容や手順等を整理

図 復興手順書の概要

復興手順書は、引き続き、更新等を行っていきます。

30